

北名古屋市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

令和 4 年 3 月改訂

北 名 古 屋 市

目 次

第1章 計画の背景と目的等

1. 国の動向	1
2. 計画の目的	1
3. 本市の経緯	1

第2章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の方針	5
4. 対象施設	5
5. 計画期間	6

第3章 公共施設等を取り巻く現状及び今後の状況・分析

1. 人口に関する状況	7
2. 土地利用に関する状況	8
3. 財政に関する状況	10
4. 保有する公共施設等の状況	14
5. 建物系公共施設の中長期的な維持・更新に必要な経費の見込み	20
6. インフラ資産の中長期的な維持・更新に必要な経費の見込み	22
7. 本市の現状から予測される課題	25
8. 建物系公共施設における更新費用等削減効果検討	27

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 基本理念	33
2. 公共施設等の管理に関する基本方針	33
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
4. インフラ資産における管理の方針	46

第5章 計画の推進に向けて

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	51
2. フォローアップの実施方針	52

第1章 計画の背景と目的等

1. 国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、2013年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画は、全ての地方公共団体において、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってきたと提言しています。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)にも役立つとしています。

2. 計画の目的

総務省より、各地方公共団体において、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むよう、「公共施設等総合管理計画の策定要請(平成26年4月22日)」がありました。

このことから、北名古屋市(以下「本市」という。)では、市が保有する建物・インフラ(以下「公共施設等」という。)を対象に全体の状況を把握した上で、長期的な視点による公共施設等の更新・統廃合、安全性の確保(点検・診断等の実施)、機能性の維持、長寿命化等を図るための基本的な方針を示した、北名古屋市公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

3. 本市の経緯

本市は、2006年3月に師勝町と西春町が合併し、人口78,737人の都市として誕生しました。同時に、同規模の2町が合併したことにより、昭和40年代頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として、合併前の両町で整備した公共施設等を保有することとなりました。本市の保有する建物の約7割が建設後30年以上経過しており、それらの施設は老朽化の進行により順次更新時期を迎えます。インフラ資産についても、過去に集中して整備してきた結果、一斉に更新時期を迎えることになり、これらの公共施設等の更新費用は、今後、大きな財政負担となってきます。

また、合併に伴う普通交付税の合併算定替の終了や、人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収減と扶助費の増加等により、今後、厳しい局面を迎える本市の財政状況では、現状の公共施設等を維持していくことは困難な状況が予想されます。

さらに、人口構造の変化による公共施設等の需要の変化、職員数の減少に対応するため、今後の公共施設等によるサービス提供のあり方についても検討していく必要があります。

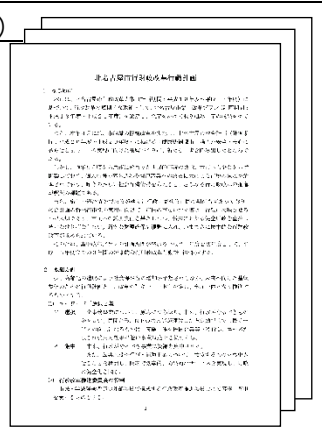
こうした中、本市では、2006年12月に策定の「北名古屋市行政改革大綱（平成18年～27年度）」に基づき、抜本的な行財政改革を実施するため、短期的な行動計画である「北名古屋市行財政改革行動計画（平成21年度～23年度）」を策定しました。この行動計画の中で、実施項目の一つとして「公共施設管理運営の見直し」を掲げました。

また、「北名古屋市総合計画（平成20～29年度）」においても、「自立した経営を行う都市づくり」という重点プロジェクトの主要施策の中で、「公共施設の統廃合による効率的な行政運営」を位置づけています。

北名古屋市行財政改革行動計画（平成21～23年度）（P2・抜粋）

（1）公共施設管理運営の見直し

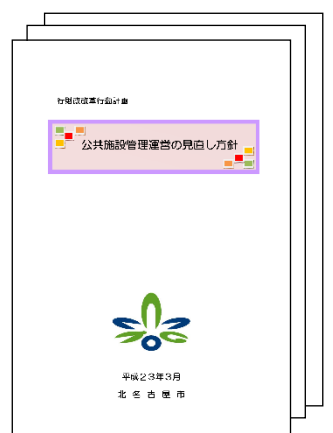
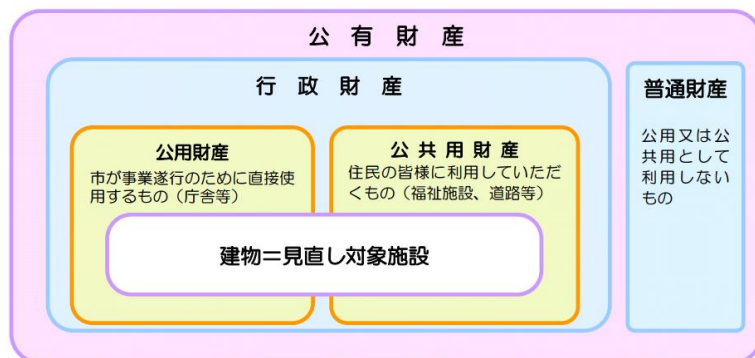
- ア 公共施設の総点検を行い類似施設は、原則として統廃合を検討する。
- イ 公共施設の維持管理及び運営について、指定管理者制度の導入や民間委託を推進するなかで、より効率的、効果的な運営方法を検討する。
- ウ 公共施設の維持管理について、担当課の一元化など、合理化を検討する。



この行動計画を踏まえて、2011年3月に「公共施設管理運営の見直し方針」を策定し、見直しの対象とする公共施設や見直しの基本的な考え方、見直しの取り組みなどについて掲げました。

公共施設管理運営の見直し方針（P1・抜粋）

2 見直しの対象とする公共施設の枠組み



また、「公共施設管理運営の見直し方針」に基づき見直しを具体的に実行に移していくため、2012年3月に「公共施設管理運営の見直し計画」を策定し、施設別に具体的な適正配置の計画を示すとともに、公共施設の適正配置等に伴う効果を掲げています。

公共施設管理運営の見直し計画（P13・抜粋）

（3）公共施設の適正配置等による効果

- ア 耐震化率の向上《耐震化率》
現在 74%→見直し後 90%（+16%）
- イ 維持管理費の削減《年間維持管理費》
現在 16.1 億円／年→見直し後 15.6 億円／年
（削減率 3.3%）
- ウ 更新費用等の削減《今後 20 年間の更新費用等の試算額》
現在 195 億円→見直し後 180 億円（削減額 15 億円）
- エ サービスの向上
指定管理者制度の活用や民間活力の活用により、低コストで高度なサービスの提供を受けることが可能



この見直し計画を継続的に取り組み、確実に改革を進めるために、「北名古屋市行財政改革行動計画(平成 24～27 年度)」では、的確な進捗管理の下で取り組みを推進することとし、公共施設管理運営の見直し計画を確実に推進し、また、見直し計画において対象となっていない施設についても見直しを検討することとし、公共施設の保全計画の策定等を掲げ公共施設管理運営に努めています。

行財政改革行動計画（平成 24～27 年度）(P1・抜粋)

3 行財政改革行動計画（平成24～27年度）実施項目

平成23年度までの行財政改革行動計画では、質の改革への転換を目指し、その方向に向け着実に取組を推進することができましたが、これに続く計画としては、構造的な改革に重点を置いた質の改革を持続的に推進するための仕組みづくりに取り組むことにより、将来にわたり質の高い行政サービスの持続的な提供を目指すとともに、行政経営の質の向上の観点から新たな取組を積極的に展開していく必要があります。

また、本計画は、行革大綱の最終年度までを計画期間とする計画であることから、これまでの計画同様、「選択と集中」をキーワードに、真に必要なものに限られた資源を投入することを基本とし、これまでの計画で継続して取り組むべき改革を着実に推進します。

第2章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

本市は、第1章の「3. 本市の経緯」を踏まえ、新たに総務省から要請のあった公共施設等に対して、将来の公共施設等の需要に対応した施設機能を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図ることを目的として、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していきます。

本計画の実施にあたり、本計画に掲げる基本方針等を通じて、市民や利用者の方々に安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、持続可能な財政運営を目指していきます。

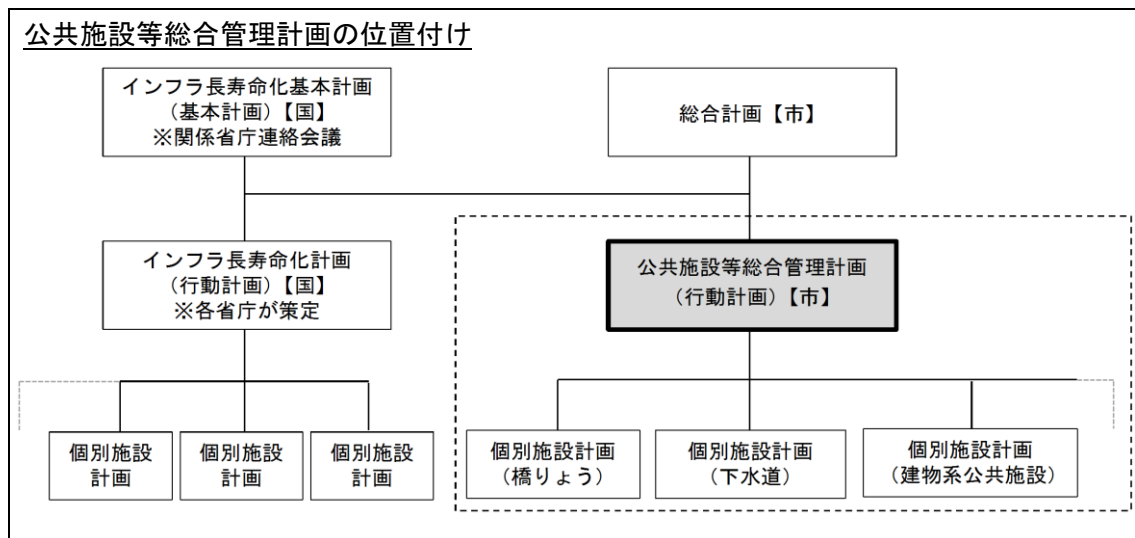
2. 計画の位置付け

本計画は、「北名古屋市総合計画」の下位計画として、総合計画に掲げる道路、橋りょう、下水道施設等の長寿命化や適正管理、建物系公共施設のマネジメントの推進などの取り組みを推進するための計画です。加えて、本計画は、建物系公共施設や橋りょう等のインフラ資産に係る個別施設計画の上位計画として位置付けます。

なお、2013年11月29日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び2014年4月22日に総務大臣から通知のあった「公共施設等の総合的かつ計画的な推進について」に示される体系上は、地方公共団体における「行動計画」に相当し、本市の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。

その後、総務省より2021年度までに策定済の個別施設計画等を踏まえ公共施設等総合管理計画の見直しをすることについて通知が出されました。そのため、今回、2020年3月に策定した北名古屋市公共施設個別施設計画の内容を踏まえ本計画を改訂します。

公共施設等総合管理計画の位置付け



3. 計画の方針

本計画は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、公共施設等の管理保全に関する課題（管理・保全・財政の三すくみ構図）の解消及びこれからの公共施設等のマネジメント体制の確立を目的とし、次の三つの方針の実現を目指します。

（１）施設の適正配置

人口減少、人口構造の変化やライフスタイルの多様化等、市民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方や機能の見直しを進めるにあたり、公共施設の機能再編等の「ハードの再編」と公共施設を取り巻く環境の再編という「ソフトの再編」の両輪を考えます。また、公民連携や近隣自治体との広域連携等によるサービス提供を含め、公共施設等の最適な質と量を維持します。

（２）長寿命化への対応

公共施設等に不具合が生じてからの修繕等となる事後保全的な維持管理を予防保全的な維持管理へと転換し、建物等の機能や設備性能を常に良好な状態に保ち利用者に安定した施設を提供できるよう、目標耐用年数や更新周期等を定め、将来にわたり安全・安心に利用できる状態を維持します。

（３）財政負担の平準化

本市が保有する公共施設の大半が昭和40年から50年代に建設されており、近い将来、建替等に要する経費が集中することから、修繕、更新、建替のシミュレーションを行い、時期の分散化などにより財政負担の軽減と平準化を図ります。

4. 対象施設

本計画の対象とする公共施設等とその分類は、以下のとおりとします。

（１）建物系公共施設

建物系公共施設

（本市が保有する建物のうち、インフラ資産に属するもの以外の施設）

（２）インフラ資産

道路、橋りょう、下水道、農業用水

（インフラ資産に係る建物を含む）

※本市では雨水貯留施設を保有していますが、本計画では対象外としています。

(3) 遊休地

本市が保有する公共施設等の敷地や普通財産等の土地については、公共施設等としての維持管理や更新等の対象とはなりません。本市が保有する公的不動産として有効活用等のマネジメントを推進する必要があることから、この計画の間接的な対象資産として位置づけるものとします。

5. 計画期間

本計画の期間は、2016 年度から 2027 年度までの 12 年間とします。

これは、総務省の総合管理計画策定指針において、計画期間は「少なくとも 10 年以上」としつつ、将来人口の見通しとして約 30 年先を見据えて公共施設等総合管理計画を策定するものとされていることから計画期間をさらに長期とすることも考えられますが、社会状況の変化や本市の上位計画である総合計画の計画期間との整合に鑑み、計画期間を設定しました。

なお、この計画策定内容は、本市の施策、財政状況により、その都度見直しを行うことができるよう、弾力を持たせるとともに、計画をこの期間で終わるのではなく、将来の状況に応じて次の計画の策定を見据えていきます。

第3章 公共施設等を取り巻く現状及び今後の状況・分析

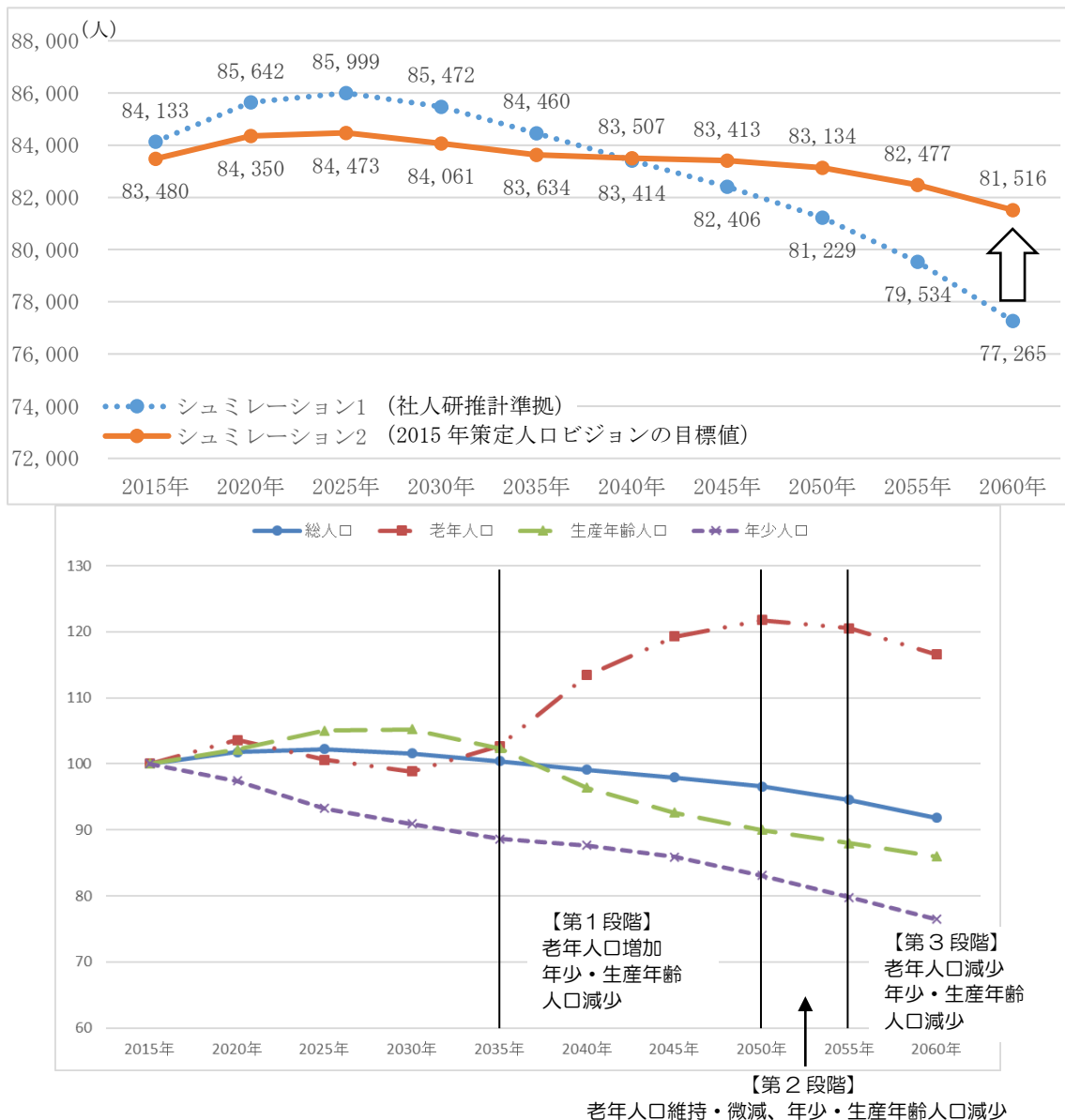
1. 人口に関する状況

本市の将来人口は北名古屋市人口ビジョンのシミュレーション 1 の推計によると、2025 年までは増加していますが、2025 年の約 8.6 万人をピークに 2060 年には約 7.7 万人まで減少しています。

年齢 3 区分別をみると、2035 年からは年少人口・生産年齢人口は減少している一方、老年人口は増加する段階となりますが、2055 年には老年人口も含めて、全ての年齢区分が減少する段階に入ります。

本市においては、合計特殊出生率を 2030 年で 1.8、2040 年では 2.07 としたシミュレーション 2 を本市の目指すべき将来の方向を実現していくことで、2060 年に、人口 81,500 人の維持を目指しています。

【北名古屋市人口ビジョン 抜粋】



2. 土地利用に関する状況

(1) 都市計画区域

本市は全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域が全体の約 66%、市街化調整区域が全体の約 34%を占めています。また、市街化区域における用途地域の内訳を見ると、住居系が約 82%、商業系が約 1%、工業系が約 17%と、住居系が大半を占めており、また、商業系が非常にわずかであることが分かります。

区分		面積	割合
市街化区域		1,210ha	65.9%
内訳	住居系地域	約 990ha	約 82%
	商業系地域	約 8.3ha	約 1%
	工業系地域	約 214ha	約 17%
市街化調整区域		627ha	34.1%
計（都市計画区域）		1,837ha	100.0%

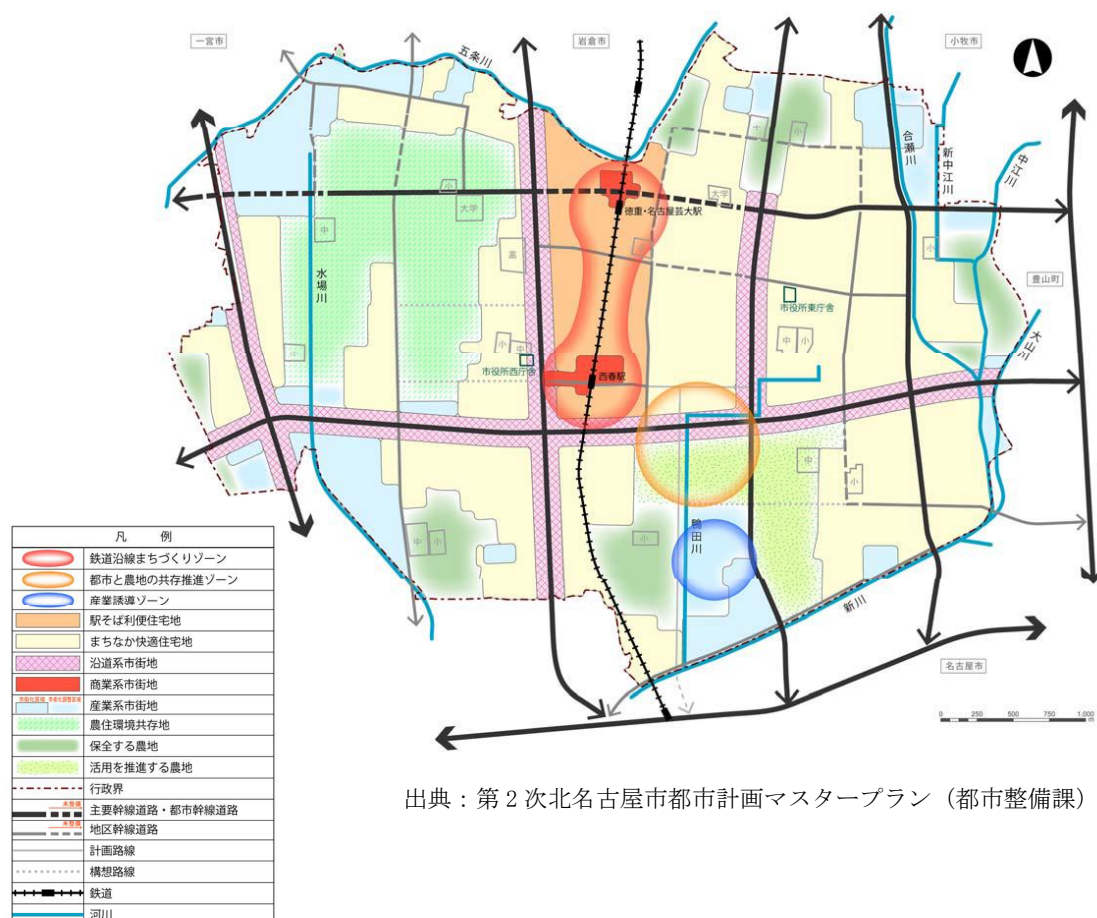
(2021 年 3 月 31 日現在)

（２）都市計画マスタープランにおける土地利用の方針

2019 年 3 月に策定の第 2 次北名古屋市都市計画マスタープランにおいて、分野別の都市づくりの方針が示されています。この中には、土地利用の方針として市全域の土地をどのような用途で利用していくのか、その配置方針を以下のように定めています。

基本方針	
○健康・福祉を支える都市づくり	人口減少・高齢化に備え駅周辺に都市機能を集約化し、駅を中心とした利便性の高い土地利用を図ります。
○居住先として選ばれる高質な都市づくり	居住者のニーズ・ライフスタイルに応じ、駅からの距離に応じた段階的な土地利用と、農地との共存により、特色とゆとりある質の高い土地利用を図ります。
○防災・減災の都市づくり ○やすらぎやゆとりのある都市づくり	住宅地に点在する農地は、都市生活に憩いをもたらす良好な住環境を形成するだけではなく、大規模地震発生時には一時的な避難場所ともなる貴重な空間であるため、都市に必要なオープンスペースとして捉え、住宅地と共存する土地利用を図ります。
○産業活動が盛んな都市づくり	幹線道路周辺では、周辺土地利用との連続性・整合性を考慮しながら、産業集積のできる土地利用を図ります。

◆土地利用方針図

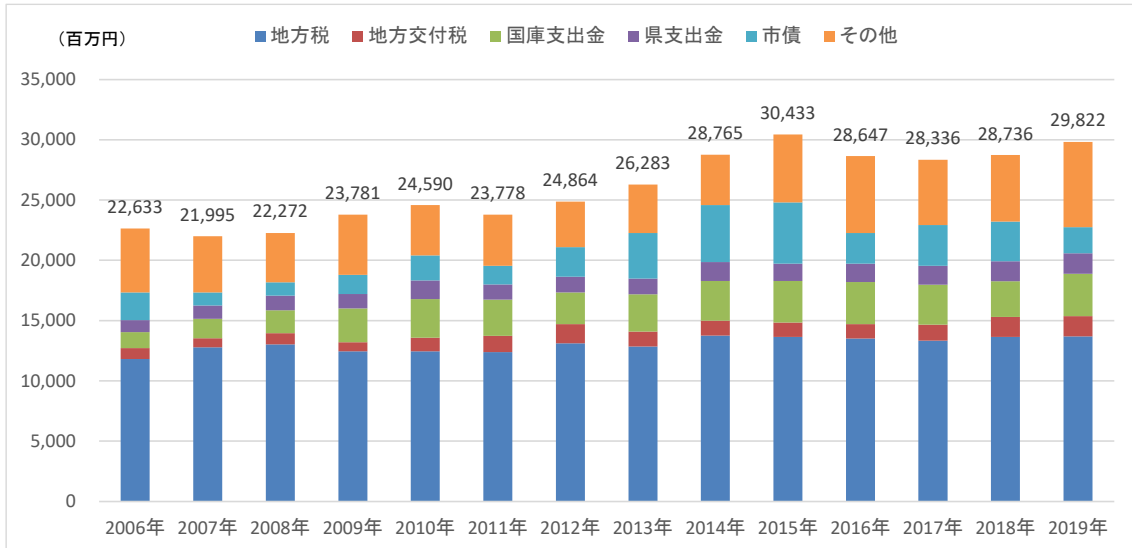


出典：第 2 次北名古屋市都市計画マスタープラン（都市整備課）

3. 財政に関する状況

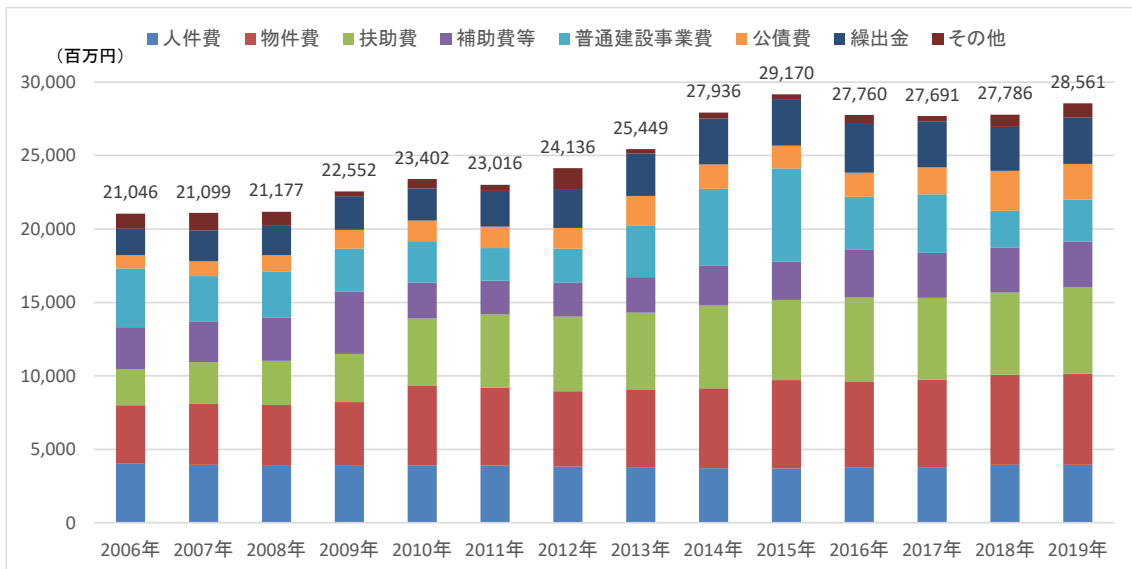
(1) 歳入決算額の推移（普通会計）

本市の歳入状況をみると、地方税はほぼ同水準で推移するも、全体に対する比率は減少しており、地方交付税や国庫支出金に依存するところも多く、自主財源比率は減少しています。2019年度では、地方税が約137億円となり全体の約46%を占め、次いで国庫支出金約35億円（約12%）、市債が約21億円（約7%）となっています。



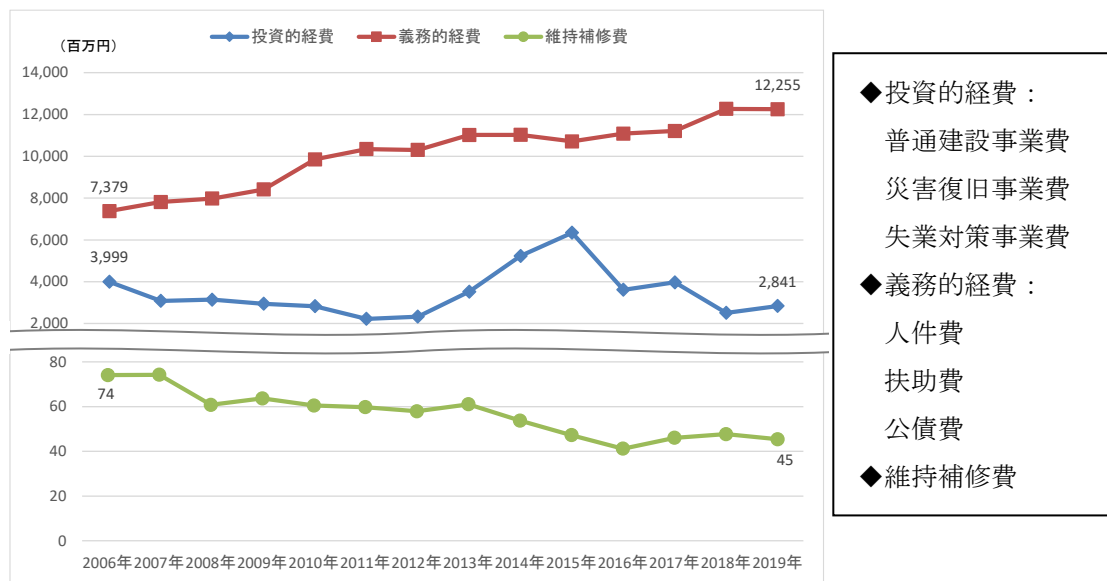
(2) 歳出決算額の推移（普通会計）

本市の歳出状況をみると、義務的経費となる人件費が職員数の削減などにより減少しているも、2019年度の扶助費、公債費が2006年度に比べ約2倍、また、物件費、普通建設事業も増加しており、予算規模が増大する要因となっています。2019年度では物件費が約62億円となり全体の約22%を占め、扶助費が約58億円（約21%）、普通建設事業が約28億円（約10%）となっています。



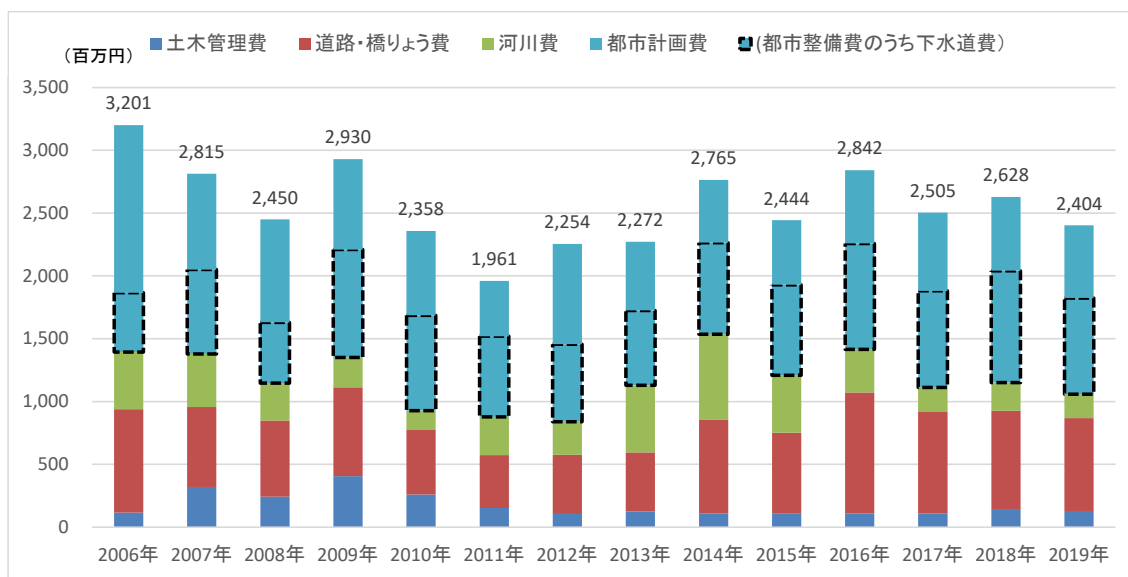
(3) 投資的経費・義務的経費・維持補修費の決算額の推移（普通会計）

投資的経費・義務的経費・維持補修費の推移をみると、投資的経費は2013年度、2014年度に急増、義務的経費は右肩上がりで増加、2019年度は2006年度の約1.7倍となっています。また、維持補修費は減少しています。2019年度では、投資的経費が約28億円となり全体の約10%、義務的経費は約122億円（約43%）、維持補修費は45百万円（約0.2%）となっています。



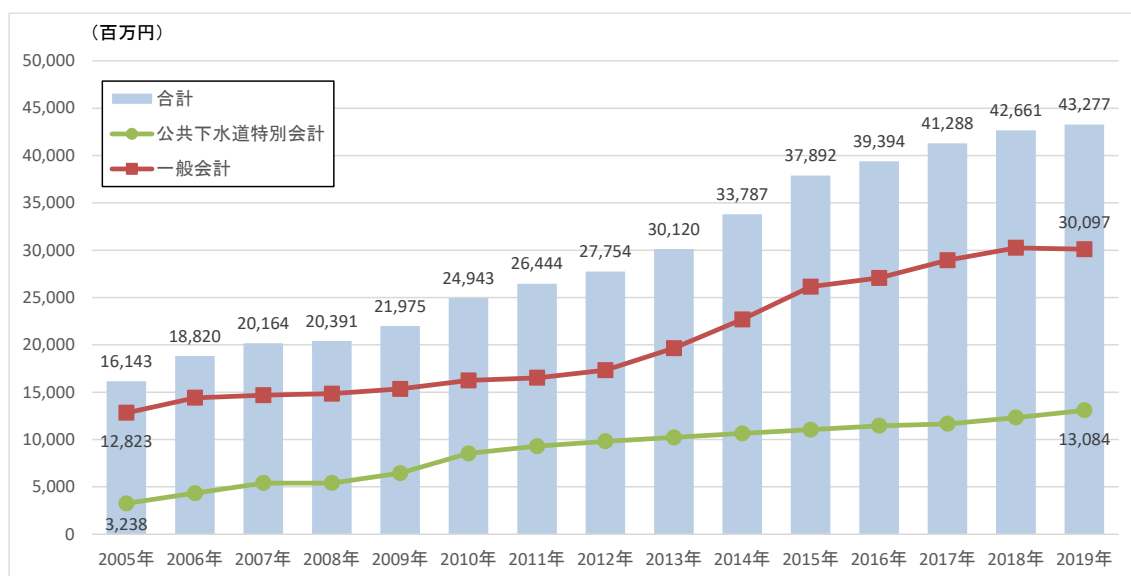
(4) 土木費の決算額推移及び内訳（普通会計）

土木費の推移をみると、全体的にはやや減少しています。内訳は、いずれの年度も都市計画費が半数程度を占めており、次いで道路・橋りょう費となっています。都市整備費の中では、下水道費が約半分ほどを占めています。2019年度は、都市計画費は約13億円となり全体の約56%を占め、次いで、道路・橋りょう費が約7.4億円（約31%）、次いで河川費が約1.9億円（約8%）、土木管理費が1.3億円（約5%）となっています。



(5) 地方債残高の推移

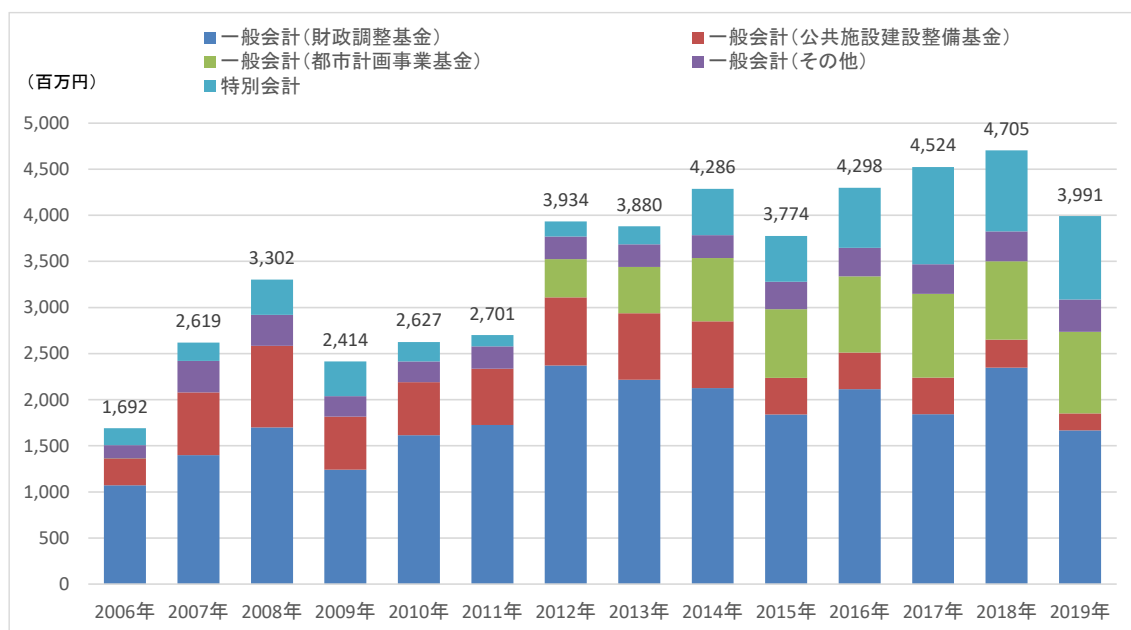
地方債残高の推移をみると、一般会計及び公共下水道事業特別会計は右肩上がりが増加しています。総額では、2006年度と2019年度を比較すると、約2.7倍となっています。



(6) 基金残高の推移

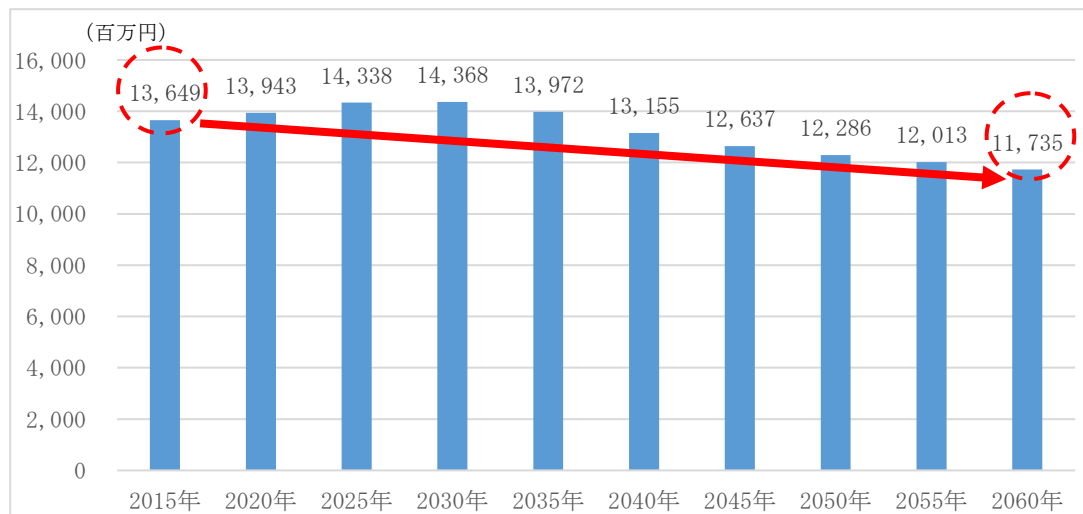
基金残高の推移をみると、一般会計、特別会計の総額は増加していますが、2012年度から2014年度までは横ばいとなっています。また、財政調整基金は2012年度をピークに減少傾向にあります。

総額では、2006年度と2019年度を比較すると約2.4倍となっています。



(7) 将来の税収見通し

本市の将来の税収推計を北名古屋市人口ビジョンから見ると、2030 年をピークに、以後減少しています。2015 年と 2060 年を比べると約 16%減少すると考えられます。生産年齢人口の減少は、今後、本市の財政面へ大きな影響を及ぼすものと考えられます。



注) 2015 年度の市税収入額と国勢調査人口の生産年齢人口から、生産年齢人口の 1 人当たり市税収入額を算出し、これを将来の生産年齢人口（まち・ひと・しごと創生本部推計値（社人研推計（中位推計）準拠））に乗じて算出しています。

4. 保有する公共施設等の状況

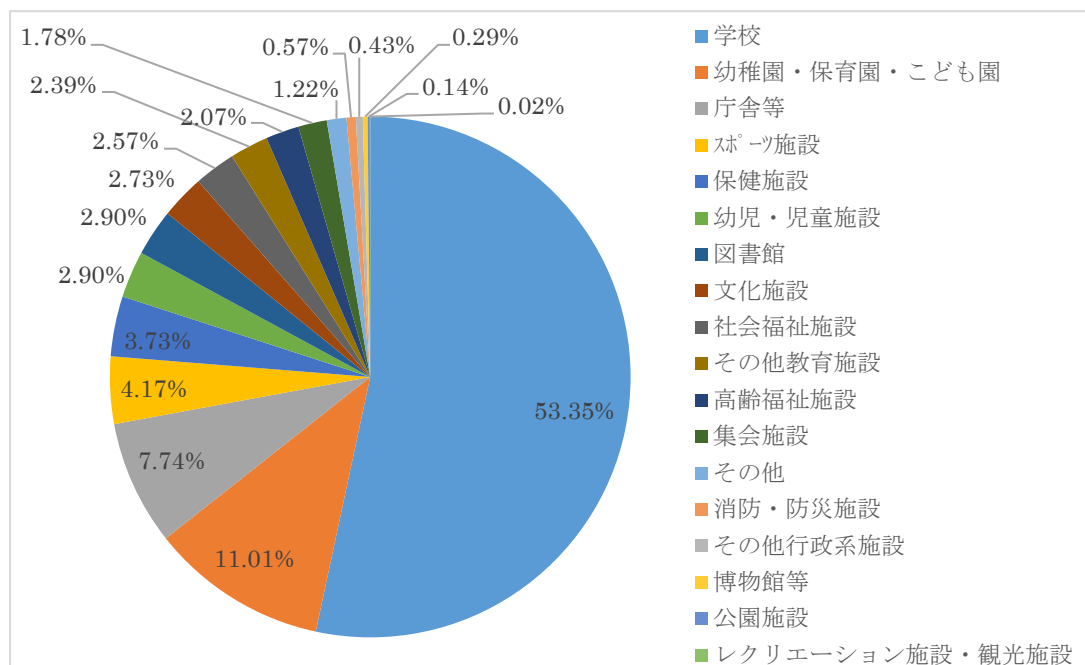
(1) 保有する建物系公共施設

本市が保有する主要な建物は以下のとおりです。北名古屋市公共施設等総合管理計画策定時（2015年度）における施設数は125施設、総延床面積は204,196.71㎡でした。これらが4年後の北名古屋市公共施設個別施設計画策定時（2019年度）には、施設数は125施設と変化はありませんでしたが、総延床面積は202,716.85㎡となり、総延床面積としては1,479.86㎡減少しています。

区分	施設区分		2015年度 公共施設等総合管理計画		2019年度 個別施設計画		増減比較	
	大分類	中分類	施設数	総延床面積 (㎡)	施設数	総延床面積 (㎡)	施設数	総延床面積 (㎡)
公共施設	行政系施設	庁舎等	3	15,520.69	3	15,520.69	0	0.00
		その他行政系施設	3	800.54	4	863.87	1	63.33
		消防・防災施設	9	985.71	10	1,147.71	1	162.00
	市民文化系施設	文化施設	1	5,469.20	1	5,469.20	0	0.00
		集会施設	10	3,600.83	9	3,558.83	-1	-42.00
	子育て支援施設	保育園	16	20,225.37	17	22,063.50	1	1,838.13
		幼児・児童施設	14	4,999.76	16	5,822.91	2	823.15
	保健・福祉施設	社会福祉施設	3	5,149.22	3	5,149.22	0	0.00
		高齢福祉施設	8	4,142.22	8	4,142.22	0	0.00
		保健施設	1	7,479.27	1	7,479.27	0	0.00
	社会教育系施設	図書館	1	5,807.91	1	5,807.91	0	0.00
		博物館等	2	590.46	2	590.46	0	0.00
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	1	40.65	1	40.65	0	0.00
		スポーツ施設	12	10,143.14	10	8,353.97	-2	-1,789.17
	学校教育系施設	学校	16	106,961.48	16	106,961.48	0	0.00
		その他教育施設	3	7,319.48	1	4,783.45	-2	-2,536.03
	公園	公園施設	15	280.14	15	280.14	0	0.00
	その他	その他	4	2,438.89	4	2,439.62	0	0.73
インフラ資産	下水道施設	下水道施設	2	2,182.25	2	2,182.25	0	0.00
	排水機場	排水機場	1	59.50	1	59.50	0	0.00
合計			125	204,196.71	125	202,716.85	0	-1,479.86

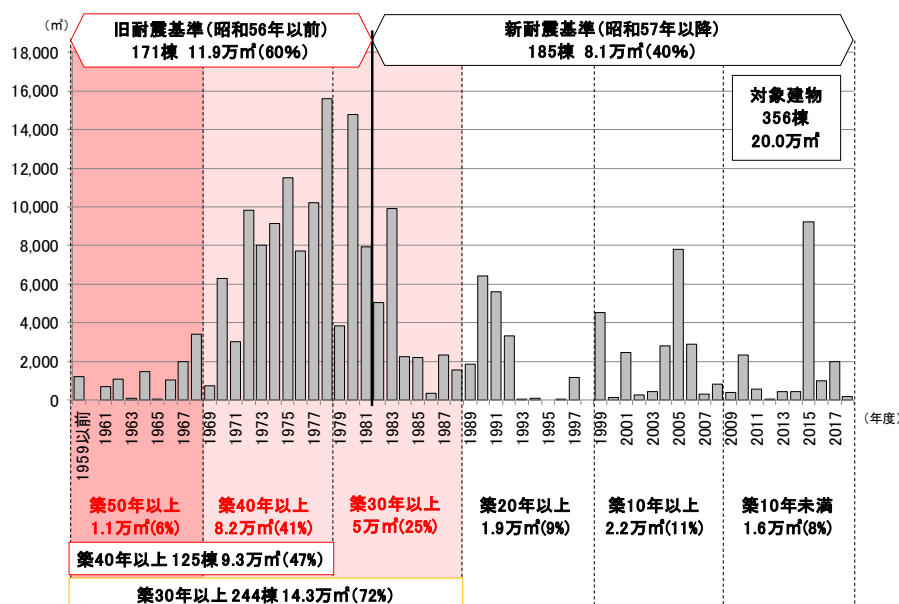
(2) 中分類別建物面積比率

延床面積における施設区分（中分類）ごとの面積比率では、最も多いものが学校となっており、全体の約 53% を占めています。次いで、保育園が全体の約 11% を占めています。



(3) 建設年別・延床面積

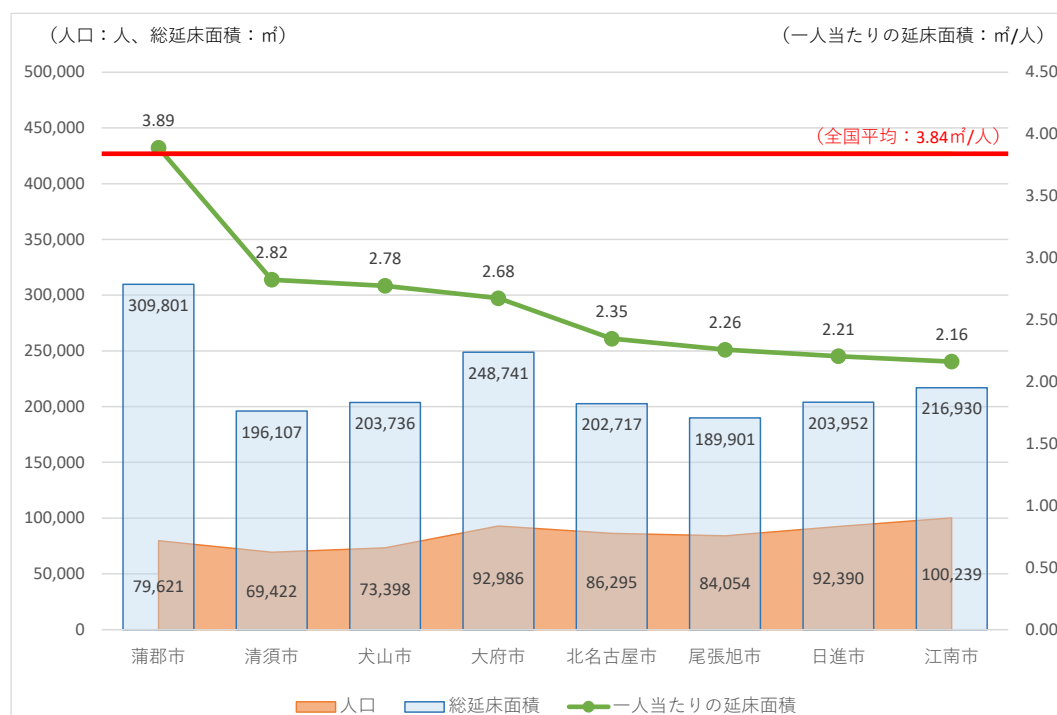
本市の所有する公共施設は、全 356 棟で総延床面積は約 20.0 万㎡となっています。旧耐震基準の時期に多くが建設されており、全体的に建設年度が古いことがわかります。建設年別延床面積をみると、1970 年から 1983 年までの 14 年間に特に多くの面積が増加しています。その大半を学校教育系施設が占めており、この時期に建設が集中したことが分かります。現時点における築 40 年以上の建物は全体の 47% と約半数となっており、10 年後には全体の 72% と大部分の建物が築 40 年以上となる状況にあります。



(4) 保有する建物系公共施設の他都市との比較

本市の人口一人当たりの延床面積（2.35 ㎡/人）は、愛知県内の人口同規模自治体及び近隣自治体と比較すると、蒲郡市の 3.89 ㎡/人を除くと 2.00～3.00 ㎡/人の間に分布しており、ほぼ同程度の値となっています。また、本市の人口一人当たりの延床面積は、全国平均（3.84 ㎡/人）と比較すると、比較的少ない結果となります。

しかし、今後の人口減少に伴う経費削減や、尾張旭市や日進市、江南市など、本市よりも一人当たりの延床面積が少ない自治体もあることを考慮すると、現状にとどまらず、一層の面積削減に努める必要があります。



自治体名	人口※1	総延床面積※2	一人当たりの延床面積
蒲郡市	79,621 人	309,801 ㎡	3.89 ㎡/人
清須市	69,422 人	196,107 ㎡	2.82 ㎡/人
犬山市	73,398 人	203,736 ㎡	2.78 ㎡/人
大府市	92,986 人	248,741 ㎡	2.68 ㎡/人
北名古屋市	86,295 人	202,717 ㎡	2.35 ㎡/人
尾張旭市	84,054 人	189,901 ㎡	2.26 ㎡/人
日進市	92,390 人	203,952 ㎡	2.21 ㎡/人
江南市	100,239 人	216,930 ㎡	2.16 ㎡/人

※1 出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2021.1.1 現在）

※2 出典：総務省「公共施設状況調経年比較表」（2019.3.31 現在）

(5) 保有するインフラ資産

本市の保有するインフラ資産は以下に示すように道路延長約 432km、橋りょう 164 橋(約 6,694 m²)、下水道管延長約 204km、農業用水延長約 18km になります。

インフラ資産	区分		数量	
			2015 年	2020 年
道路 (施設管理課)	実延長		432,444.20m	432,253m
	道路面積	道路部	2,462.685.06 m ²	2,487,398 m ²
橋りょう (施設管理課)	橋りょう数		161 橋	164 橋
		15m未満	142 橋	144 橋
		15m以上	19 橋	20 橋
	橋りょう面積		6,190.35 m ²	6,694 m ²
下水道 (下水道課)	下水道管延長		143,185.21m	204,354.68m
	処理施設	施設数	2 施設	2 施設
		延床面積	2,182.25 m ²	2,182.25 m ²
農業用水 (商工農政課)	用水路延長		35km	17.7km
	農業用水ゲート設備		180 門	112 門

(6) 保有する遊休地

本市の所有する遊休地は以下に示すように、総数で 14 敷地、約 4,485 m²となります(普通財産のうち、売却可能資産を対象としています)。種別内訳をみると、全体の大部分に当たる 10 敷地、約 3,708 m²が公共用地代替地となっています。また、所管課別に見ると、財政課と都市整備課が保有していることがわかります。

区分			数量
遊休地	総数		14 敷地 (4,484.70 m ²)
	種別内訳	公共用地代替地	10 敷地 (3,707.70 m ²)
		都市計画事業代替地	4 敷地 (777.00 m ²)
	所管課別内訳	財政課	13 敷地 (4,399.76 m ²)
		都市整備課	1 敷地 (84.94 m ²)

(7) 減価償却率

本市の所有する有形固定資産の減価償却率については以下に示すようになります。

(%)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	有形固定資産減価償却率	52.6	53.3	54.7	56.2
施設 類型別	庁舎	44.3	41.2	42.8	44.8
	一般廃棄物処理施設	-	-	-	73.2
	消防施設	32.9	35.9	28.7	55.4
	公民館	68.4	70.4	71.3	74.2
	市民会館	46.4	48.4	50.2	52.2
	認定こども園・幼稚園・保育所	49.7	42.3	43.4	44.5
	児童館	69.4	70.1	72.3	74.5
	保健センター・保健所	22.0	24.0	26.0	43.2
	図書館	50.7	52.7	53.8	55.8
	体育館・プール	47.5	47.8	49.9	53.6
	学校施設	64.6	64.5	66.4	67.6
	道路	52.5	54.2	55.8	57.4
	橋りょう・トンネル	51.9	53.6	51.4	53.1

※出典：「財政状況資料集」

(8) 現在要している維持管理経費

現在要している維持管理経費については、地方財政状況調査における維持補修費より以下のとおり算出した。

(千円)

	2015	2016	2017	2018	2019	5年間の平均
公共施設	36,586	33,005	38,763	40,504	38,288	37,429
インフラ資産	10,654	8,170	7,303	7,169	7,118	8,083
合計	47,240	41,175	46,066	47,673	45,406	45,512

※出典：総務省「地方財政状況調査」

(9) 対策の実績

北名古屋市公共施設等総合管理計画策定時点(2015年3月31日)から北名古屋市公共施設個別施設計画策定時点(2020年3月31日)までに実施した対策は以下のとおりです。

① 除却一覧

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	対策
市民プール	1,742.44	1981年	除却
市民グラウンド	73.00	1982年	除却
名鉄住宅集会所	42.00	1974年	除却

② 集約化

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	対策		施設名	延床面積 (㎡)	建築年	対策
旧西給食センター	1,333.03	1969年	除却	集約化	新給食センター	4,783.45	2015年	新設
旧東給食センター	1,203.00	1969年	除却					

<参考>

北名古屋市公共施設個別施設計画策定後(2020年3月31日以後)に実施した対策は以下のとおりです。なお、個別施設計画策定時には除却が決定していなかったため、建物系公共施設の更新に必要な経費を算出する際には、下記の施設を含んで計算しております。

○ 除却一覧

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	対策
あけぼのふれあい会館	747.80	1973年	除却
旧教育支援センター	63.59	2001年	除却
憩いの家とくしげ	136.30	1972年	除却
東公民館	1,374.36	1971年	除却
熊之庄保育園	777.95	1970年	除却

5. 建物系公共施設の中長期的な維持・更新に必要な経費の見込み

建物系公共施設の更新に必要な経費の算出結果

今後の維持・更新コスト（従来型）

公共施設の耐用年数を目処に改築する「従来型管理」を行った場合における今後 40 年間（2020 年度～2059 年度）の維持・更新コストを試算します。

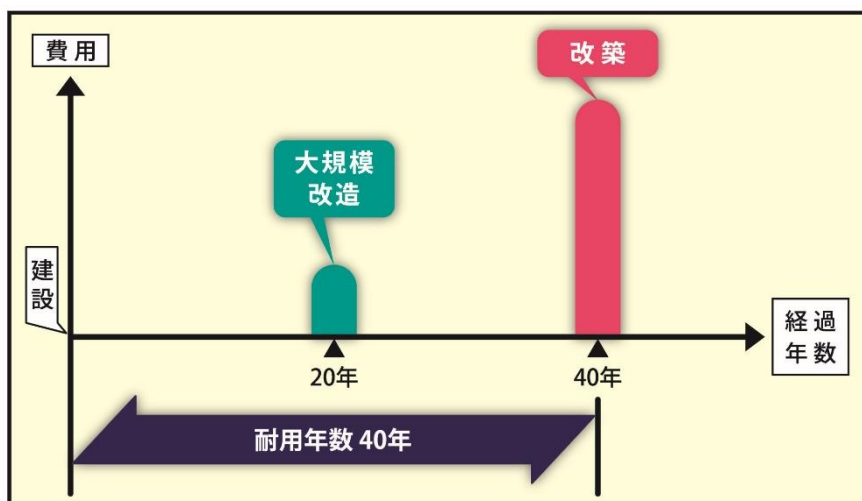
(1) 試算条件

従来型の試算に必要な条件は以下のとおりに設定します。

■試算条件一覧

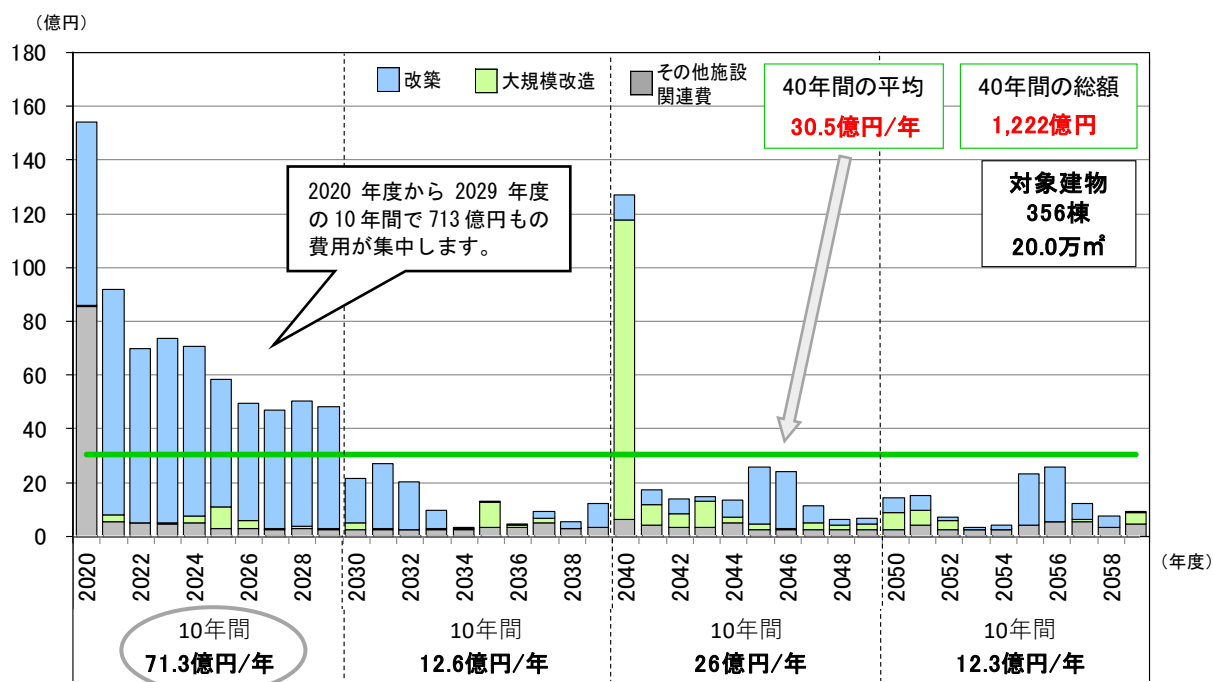
工種	実施時期	単価	工事期間	備考
改築	築 40 年	400,000 円/㎡	2 年	※実施時期を既に超えている建物についても 10 年以内に実施
大規模改造	築 20 年	100,000 円/㎡ (改築の 25%)	1 年	

※従来型の試算条件は文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に附属するエクセルソフトの条件を基に使用しています。



(2) 試算結果

築 20 年で事後保全的な大規模改造を行い、築 40 年を目処に改築するという「従来型管理」を行った場合、今後 40 年間の維持・更新コストは総額 1,222 億円、1 年あたりの経費は 30.5 億円となります。また、2020 年度から 2029 年度までの 10 年間でみると、713 億円、1 年あたりの経費は 71.3 億円必要となります。そのため、改築中心の「従来型管理」を行うことは困難であり、公共施設の「長寿命化」を視野に入れた検討をしていく必要があります。



※その他施設関連費には仮設費等が含まれます。

6. インフラ資産の中長期的な維持・更新に必要な経費の見込み

(1) 経費見込みの算出方法

建物系公共施設と同様、本市におけるインフラ資産の将来 40 年間における更新費用を算出するために、総務省の更新費用試算ソフトを活用します。対象のインフラ資産における更新費用算出（単価設定等）の考え方は以下のとおりです。

①道路

区分	更新年数	更新単価
1 級市道（幹線道路網を形成するのに必要な市道）	15 年	4.7 千円/㎡
2 級市道（1 級市道を補完し、幹線道路網の形成に必要な市道）	15 年	4.7 千円/㎡
その他の市道（1 級市道、2 級市道以外の市道）	15 年	4.7 千円/㎡
自転車歩行者道（専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために設けられる道路）	15 年	2.7 千円/㎡

②橋りょう

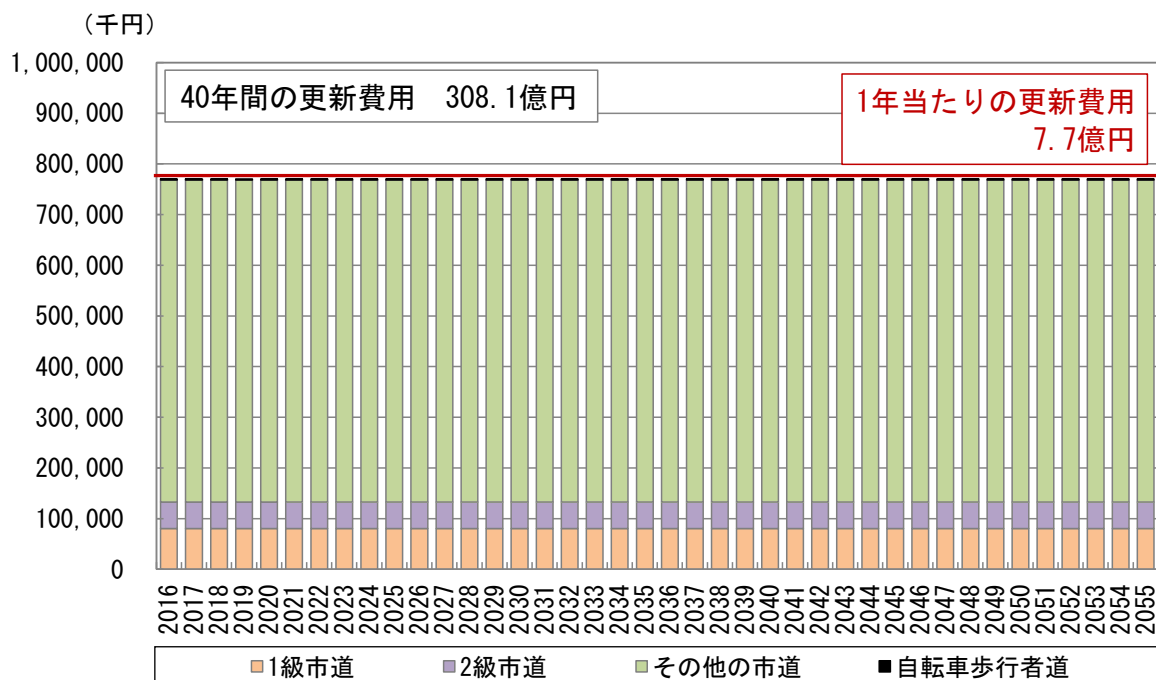
更新概要	更新年数：60 年 現時点で積み残している更新を割り当てる年数：5 年		
区分	更新単価	区分	更新単価
PC 橋	425 千円/㎡	鋼橋	500 千円/㎡
RC 橋	425 千円/㎡	その他 (コンクリート橋)	425 千円/㎡

③下水道

更新概要	下水道処理施設等大規模改修 実施年数：30 年、割合：60% 下水道処理施設等更新 更新年数：60 年、割合：100% 下水道管更新 更新年数：50 年	
区分	更新単価	
管径～250mm	61 千円/m	
管径 251～500mm	116 千円/m	
管径 501～1,000mm	295 千円/m	
管径 1,001～2,000mm	749 千円/m	
管径 2,001～3,000mm	1,680 千円/m	
管径 3,001mm以上	2,347 千円/m	

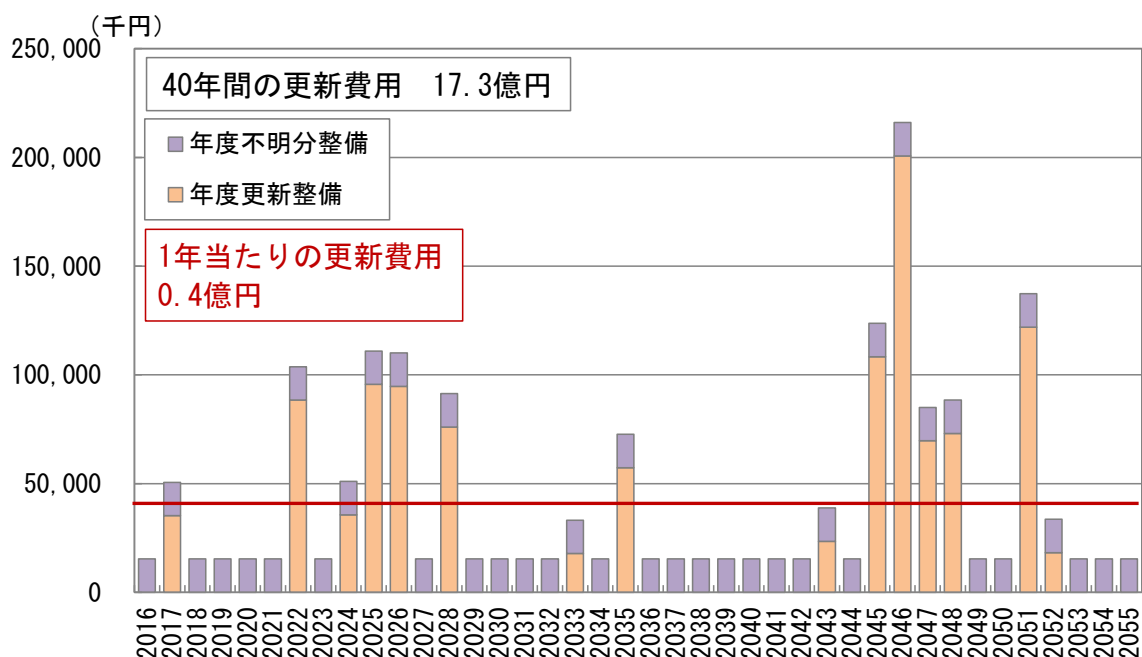
（２）道路の更新に必要な経費の算出結果

本市の今後40年間における道路の更新費用の総額は約308億円となります。平均すると、1年あたり約8億円の費用が必要となります。本市の保有量の多いその他の市道の更新費用が大部分を占めていることがわかります。



（３）橋りょうの更新に必要な経費の算出結果

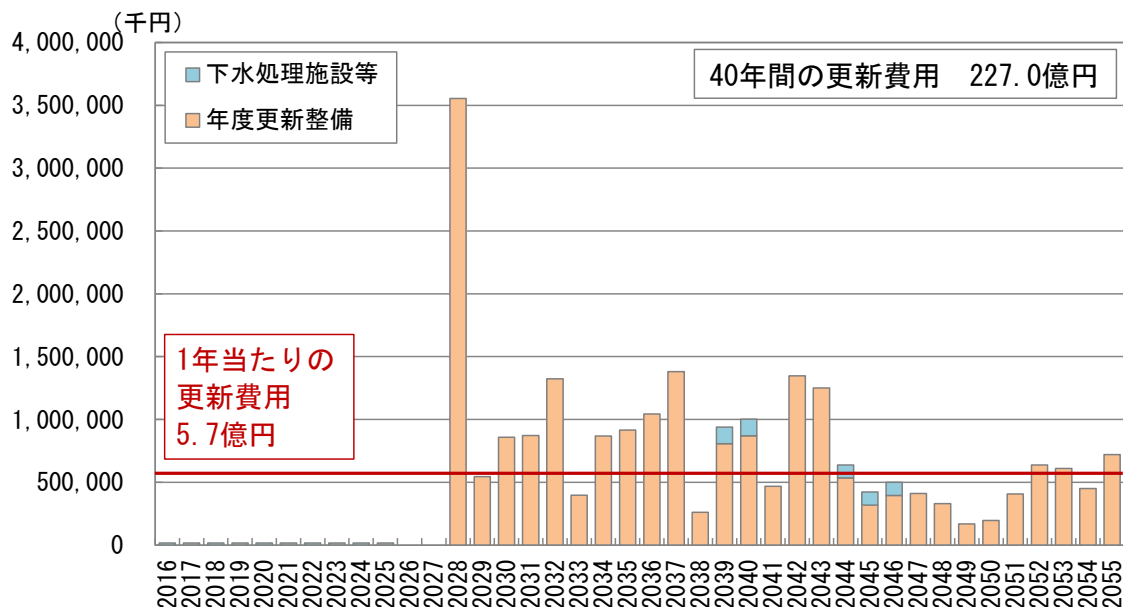
本市の今後40年間における橋りょうの更新費用の総額は約17億円となります。平均すると、1年あたり約4千万円の費用が必要となります。



(4) 下水道の更新に必要な経費の算出結果

本市の今後40年間における下水道（管径別）更新費用の総額は約227億円となります。

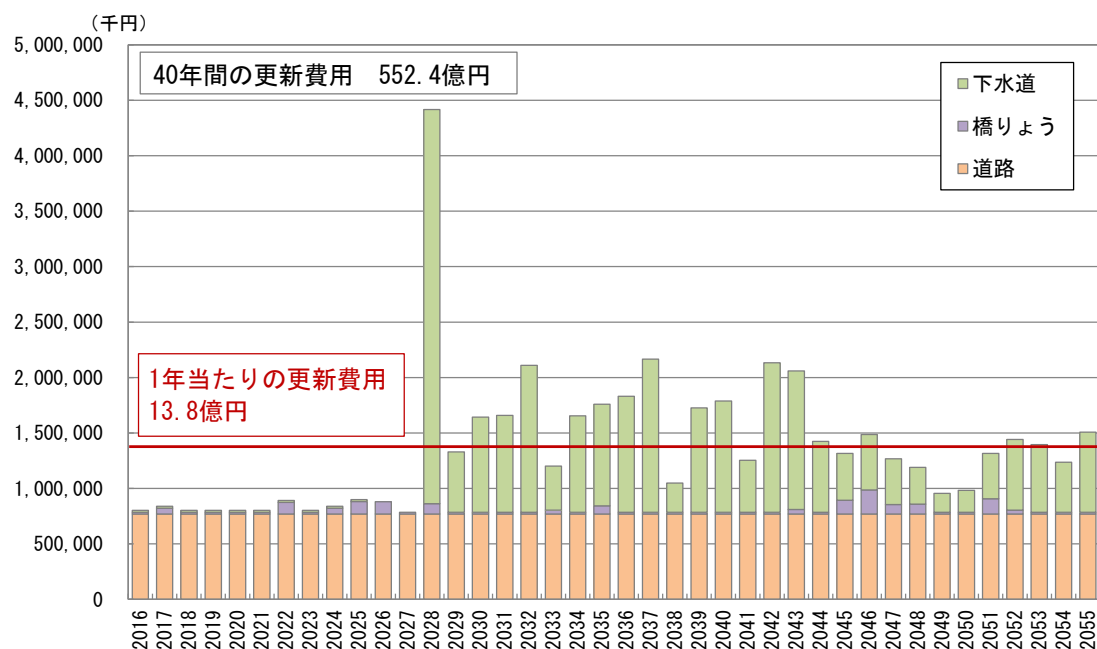
この内容は、1978年以降における都市下水路設置によるものであり、平均すると、1年あたり約6億円の費用が必要となります。2028年には年度更新整備分が集中し、他年度と比較しても倍以上の額と、著しく集中していることがわかります。なお、流域下水による、下水道については、2060年以降に更新費用が発生します。



(5) インフラ資産の更新に必要な経費の算出結果

本市の今後40年間におけるインフラ資産全体の更新費用の総額は約552億円となります。

平均すると、1年あたり約14億円の費用が必要となります。道路及び下水道に係る費用は橋りょうと比較すると非常に大きな額であることが分かります。



7. 本市の現状から予測される課題

(1) 人口

本市の人口は北名古屋市人口ビジョンの推計によると、2025 年までは増加していますが、出生率の低下を始めとした要因等により人口減少が進み、2025 年の約 8.6 万人をピークに、2055 年には、8 万人を下回り、2060 年には、約 7.7 万人まで減少すると予測されています。その中で、学校を始めとする建設年の古い多くの公共施設等の老朽化が進んでおり、今後、施設の改修・更新時期が集中して訪れると、多大な財政圧迫が想定されます。

このような状況が続いた場合、公共サービスの質の低下、安全性の低下、若い世代の負担の増大等、様々な問題が懸念されます。

このため、北名古屋市人口ビジョンでは、本市の目指すべき将来の方向を実現していくため、2060 年に人口 81,500 人の維持を目指す目標を掲げています。

(2) 土地利用

本市は、市域全体の約 66%が市街化区域内であり、そのうち、住居系・商業系が約 83%を占めています。公共施設配置と土地利用の関係では、一部、住居・商業系ではない区域に配置されている施設もありますが、概ね適正に配置されています。

本市の第 2 次都市計画マスタープランは、2019 年 3 月に策定されました。この中に土地利用の基本方針として、「健康・福祉を支える都市づくり」、「産業活動が盛んな都市づくり」、「防災・減災の都市づくり」、「居住先として選ばれる高質な都市づくり」、「やすらぎやゆとりのある都市づくり」を掲げ、土地の保全と有効活用を進めています。

なお、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」については、策定に向けて検討していきます。

(3) 広域連携

本市では、周辺自治体と連携して広域利用している施設として、消防・環境・福祉（一部）施設があります。広域連携の視点においては、市民サービスの提供を市内で完結させるという考え方ではなく、周辺自治体の施設との相互利用・役割分担を積極的に図っていく必要があります。

本市の広域連携の一つとして広域下水道では、新川流域関連公共下水道として整備をしており、新川東部処理区と新川西部処理区があり、北名古屋市、清須市及び豊山町の 2 市 1 町の関わりにより順次供用開始地区を整備しています。また、名古屋市、北名古屋市、豊山町及び北名古屋衛生組合の共同により、ごみ処理施設の建設に取り組んでいます。

このように、こうした施設も市民サービスとして必要な施設であることから、将来コストや施設のあり方などを検証する必要があります。

(4) 財政

扶助費などの義務的経費の増加や、地方債残高の増加、税収の減少に伴い、今後、投資的経費として充てられる財源は減少すると考えられます。一方で、公共施設等に関しては老朽化が進み、大量の施設更新が必要となってきます。公共施設等の今後 40 年間ににおける更新費用および 1 年当たりの更新費用額は以下のとおりとなります。建物系公共施設とインフラ資産を合わせた今後 40 年間ににおける更新費用は約 1,780 億円、1 年当たりの更新費用額は約 44 億円となります。

合併（2006 年）から 2014 年までの過去 9 年間の投資的経費の平均から求めた 1 年当たりの投資的経費（32.6 億円）と 1 年当たりの更新費用を比較すると、今後、本市の財政状況を適正に維持していくためには 1 年当たり約 11.7 億円の更新費用の削減、すなわち 40 年間で約 468 億円分の削減が求められます。

以上のことから、この削減額を本市の更新費用の削減目標とし、今後、公共施設等のファシリティマネジメントを、より一層進める必要があります。

区分		今後 40 年間に おける 更新費用	1 年当たりの 更新費用額	<u>1 年当たりの 更新目標額</u>
建物系公共施設		1,222.0 億円	30.5 億円	<u>18.8 億円</u>
インフラ 資産	道路	308.1 億円	7.7 億円	7.7 億円
	橋りょう	17.3 億円	0.4 億円	0.4 億円
	下水道	227.0 億円	5.7 億円	5.7 億円
計		1,774.4 億円	44.3 億円	<u>32.6 億円</u>

削減目標…1 年当たり約 **11.7 億円**（40 年間で約 **468 億円**）
建物系公共施設更新目標…1 年当たり約 **18.8 億円**

8. 建物系公共施設における更新費用等削減効果検討

(1) 今後の維持・改築コスト（長寿命化型）

改築中心の「従来型管理」からの転換を図り、長寿命化改修の実施により、公共施設の耐用年数を築 80 年まで延長した場合における今後 40 年間（2020 年度～2059 年度）の維持・更新コストを試算します。

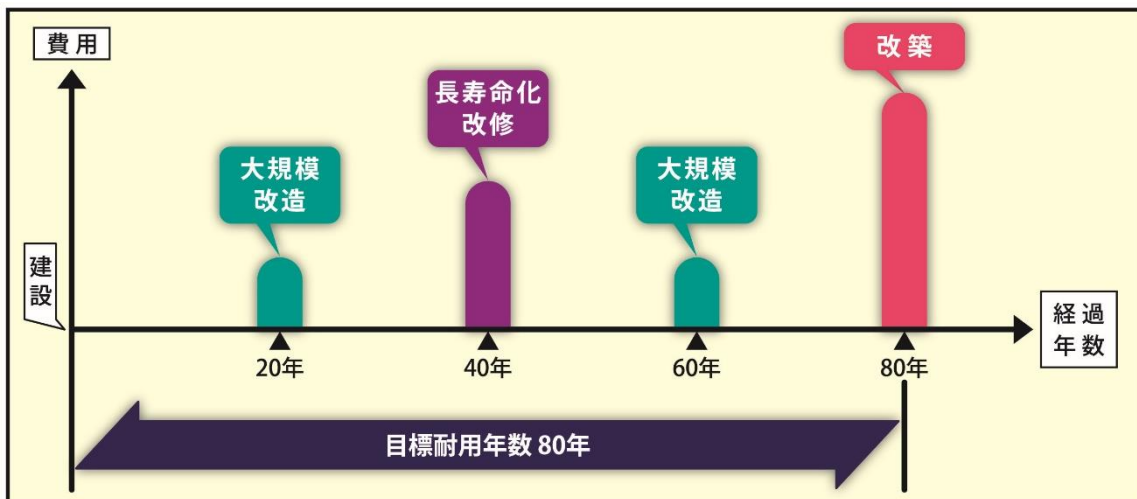
① 試算条件

長寿命化型の試算に必要な条件は以下のとおりを設定します。

■試算条件一覧

工種	実施時期	単価	工事期間	備考
改築	築 80 年	400,000 円/㎡	1 年	※長寿命化改修の実施時期に関わらず築年数で実施
長寿命化改修	築 40 年	240,000 円/㎡ (改築の 60%)	1 年	※実施時期を既已超过している建物についても、1 年以内に実施
大規模改造	築 20 年 築 60 年	100,000 円/㎡ (改築の 25%)	1 年	※ただし、改築、長寿命化改修の前後 10 年間に重なる場合は実施しない

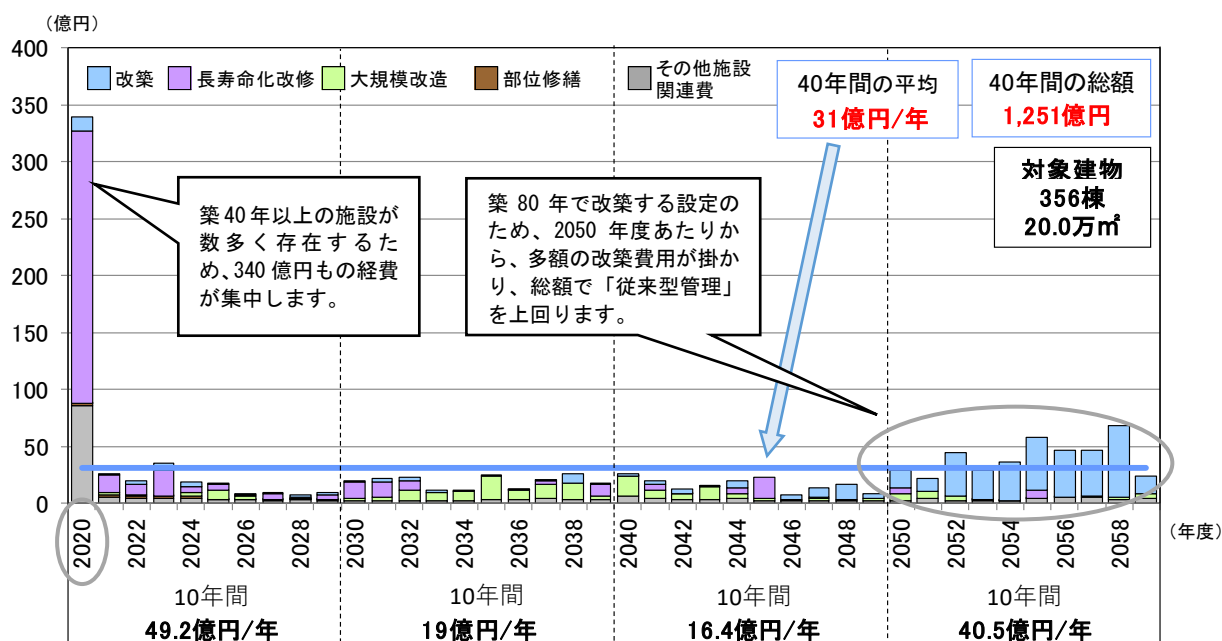
※長寿命化型の試算条件は文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に附属するエクセルソフトの条件を基に使用しています。



② 試算結果

原則、築40年で長寿命化改修を行い、築80年で改築するという「長寿命化型管理」を行った場合、今後40年間の維持・更新コストは総額1,251億円、1年あたりの経費は31億円となります。また、築40年を超える施設が数多く存在するため、2020年度に340億円もの経費が集中します。さらに、長寿命化改修の実施時期に関わらず、「築80年で改築する」設定のため、2050年度あたりから改築が集中し、40年間の総額で従来型管理を上回る結果となります。

以上のことから、公共施設の耐用年数を延ばすという「単なる長寿命化」だけでなく、財政負担の縮減をし、実現可能な整備計画を目指すための「整備費用の平準化」を検討していく必要があります。



(2) 今後の維持・更新コスト（北名古屋市版：平準化型）

「従来型・長寿命化型管理」の課題点を踏まえ、以下のとおりの試算条件で平準化をした場合における今後 40 年間（2020 年度～2059 年度）の維持・更新コストを試算します。

① 全体条件

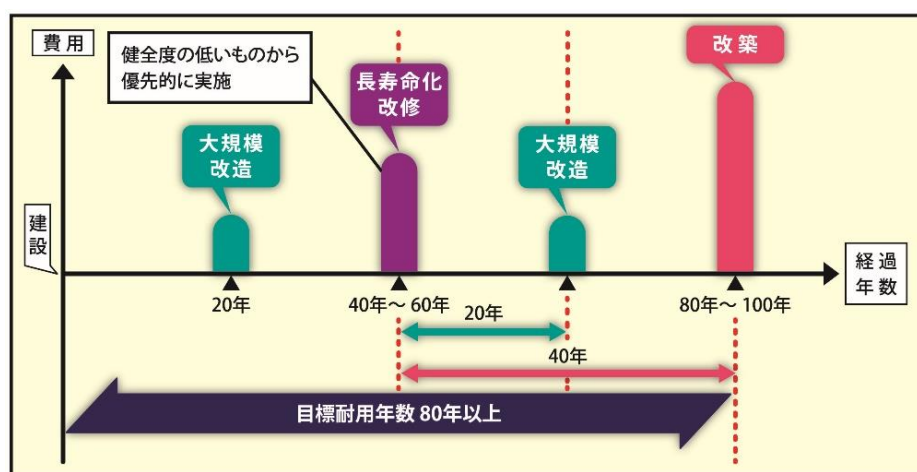
公共施設全体で、管理計画で示す「市の目標である 18.8 億円/年」を目指して平準化するものとします。平準化にあたり、保有する公共施設のうち、占める面積の大きい学校施設を基準に検討します。学校施設は、現地調査結果で判定された健全度の低い施設から優先的に工事を行うものとします。改築、長寿命化改修等の実施時期は、原則、基準から 10 年以上遅らせないものとし、10 年以上遅らせる施設に関しては、部位修繕を適宜行い、施設の適正維持に努めます。なお、管理計画で解体が示されている施設に関しては解体費を計上します。

② 試算条件（詳細な試算条件は各図を参照）

鉄筋コンクリート造の施設について、目標耐用年数を原則、築 80 年としますが、「コンクリート強度の確保について、適正な維持管理がなされた場合は、技術的に 100 年以上の長寿命化も可能」という文献もあるため、原則、築 60 年までに長寿命化改修を行い、そこから 40 年間の維持管理を図る計画（最大 100 年まで使用）とします。また、小規模建築物については、築 50 年を目途に改築する計画としますが、附属施設は主たる施設の改築や長寿命化改修の実施時期にあわせて実施します。

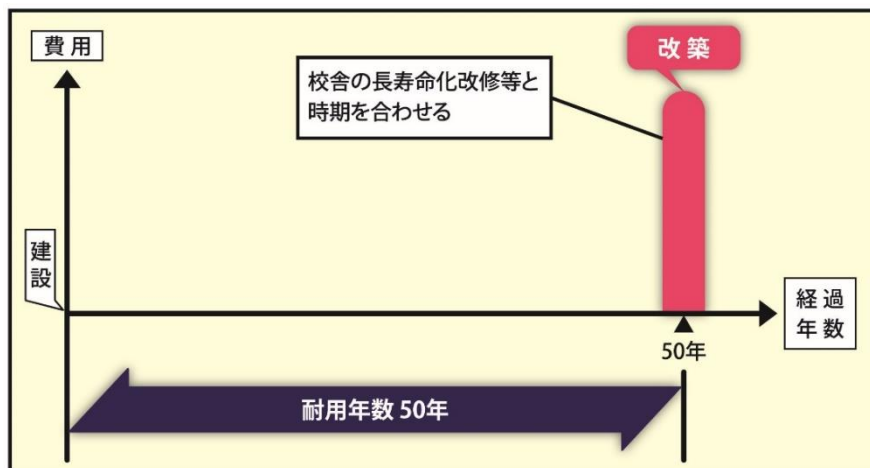
■ R C 造の建築物

工種	実施時期	単価	工事期間	備考
改築	長寿命化改修から 40 年	400,000 円/㎡	1 年	※大規模施設は 2 年以上で工事を実施
長寿命化改修	築 40 年～60 年	240,000 円/㎡ (改築の 60%)	1 年	※大規模施設は 2 年以上で工事を実施
大規模改造	築 20 年、 長寿命化改修から 20 年	100,000 円/㎡ (改築の 25%)	1 年	
部位修繕	10 年以内に実施	1 億円/施設	1 年	※2029 年までに長寿命化改修を行わないものについて実施



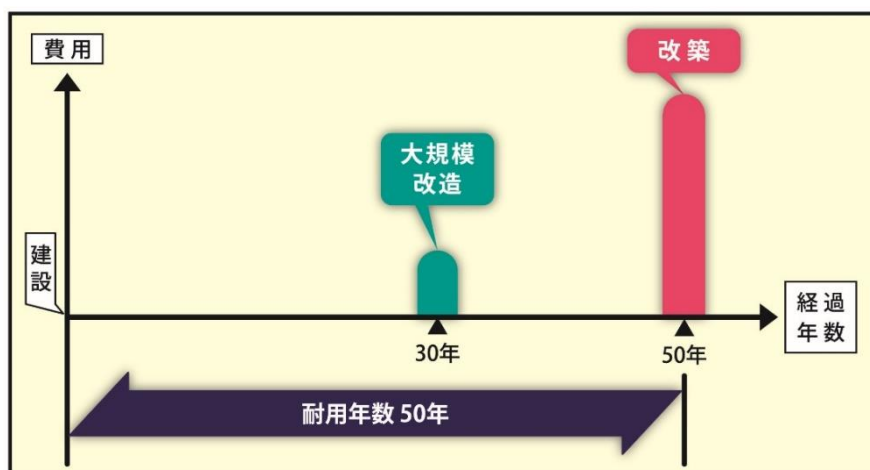
■小規模建築物

工種	周期	単価	工事期間	備考
改築	50 年	400,000 円/㎡	1 年	※附属施設は主たる施設の長寿命化改修等に合わせて実施



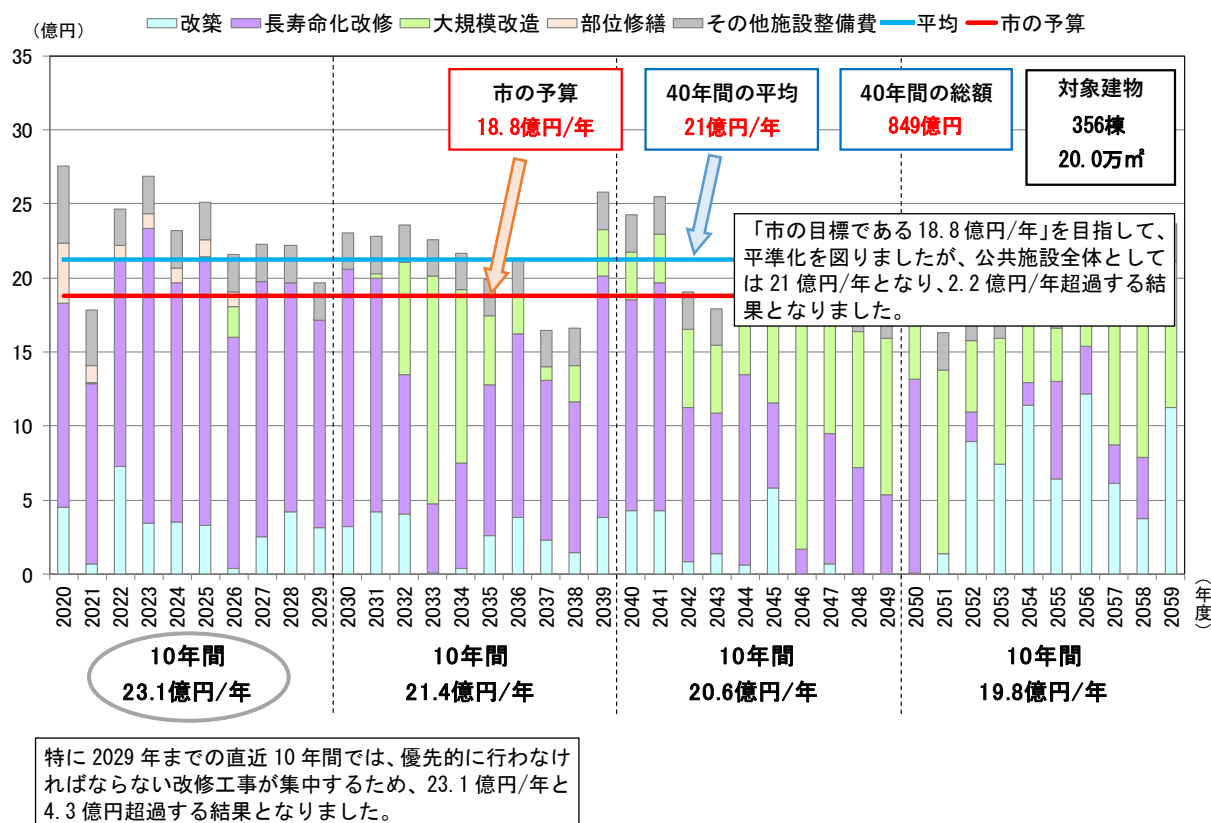
■ R C 造以外の建築物

工種	実施時期	単価	工事期間	備考
改築	築 50 年	400,000 円/㎡	2 年	
大規模改造	築 30 年	100,000 円/㎡(改築の 25%)	1 年	



③ 試算結果

P. 30、31 の試算条件を基に「平準化管理」を行った場合、公共施設全体に係る今後40年間の維持・更新コストは総額849億円、1年あたりの経費は21億円となり、「従来型・長寿命化型管理」と比較して大幅な削減効果となりますが、「市の目標である18.8億円/年」を2.2億円超過する結果となります。また、2020年度から2029年度までの10年間でみると、23.1億円/年と4.3億円超過しており、更なる削減の検討が求められます。



このことから、市全体で実現可能な整備計画と
するためには、…

更なる削減の検討が必要

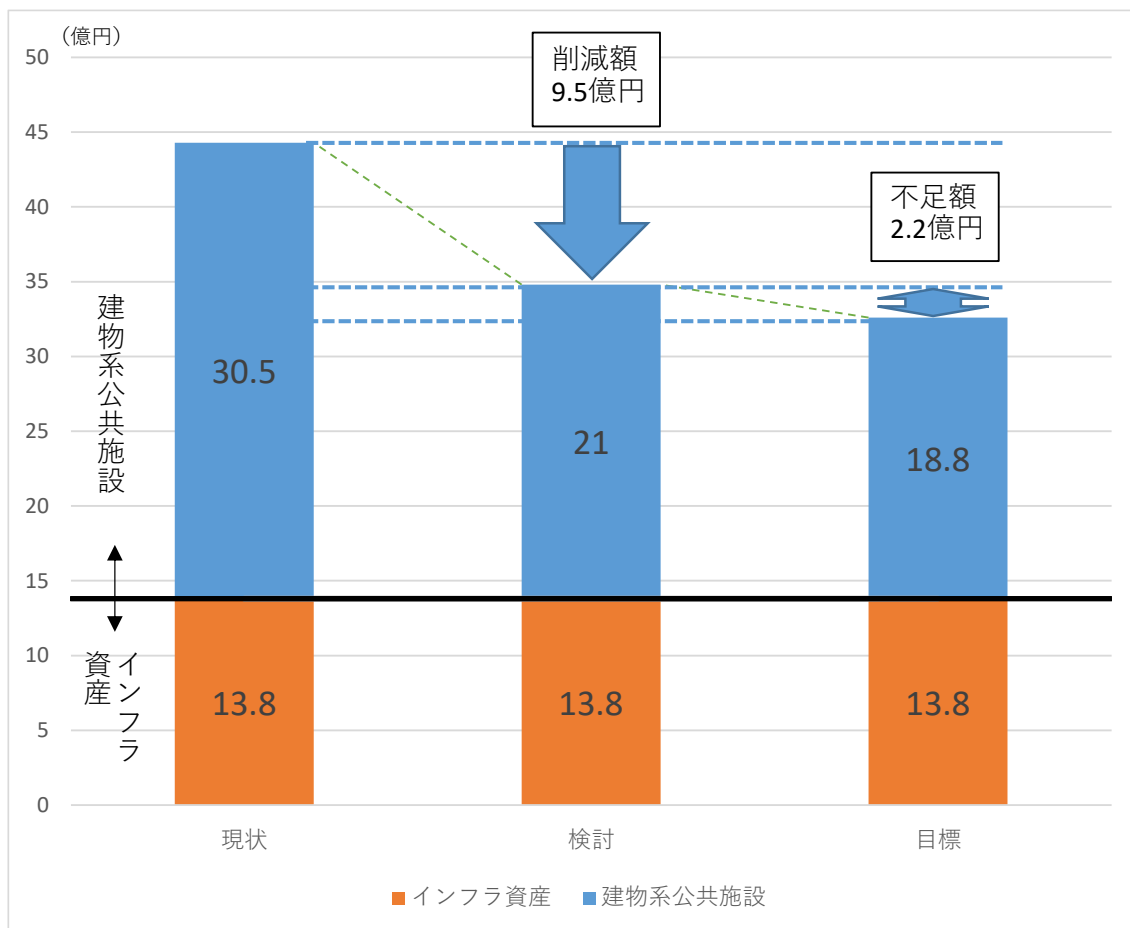
◆建物系公共施設に係る更新費用の削減効果

	従来型	平準化型	削減効果
今後40年間にける更新費用	1,222 億円	849 億円	373 億円
1年当たりの更新費用額	30.5 億円	21 億円	9.5 億円

◆公共施設に係る1年当たりの更新費用の目標額との差額

	平準化型	目標額	不足額
1年当たりの更新費用額	34.8 億円	32.6 億円	2.2 億円
インフラ資産	13.8 億円	13.8 億円	—
建物系公共施設	21 億円	18.8 億円	2.2 億円

1年当たりの更新費用



目標不足額…1年当たり約 2.2 億円

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 基本理念

第3章「7. 本市の現状から予測される課題」における公共施設等における現状課題から、本市が現在保有する建物系公共施設とインフラ資産を更新していくためには財源不足が生じ、あるいは、新たな施設整備や他の公共事業に要する投資的経費を確保することが困難となることが予想されます。

この財源不足は公共施設等のサービス水準（公共施設等によって市民が享受できるサービス）の低下を招き、市民生活への影響が懸念されることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本理念を次のように定め、将来のまちづくりに向けて、市民と行政の協働により、最適な公共施設等の持続的な供給を目指します。

（1）公共施設等の最適化

管理、保全、財政の三すくみによる不具合を解消し、公共施設等の最適化に取り組みます。

（2）ファシリティマネジメントの推進

公共施設等の全体像を把握し、市民の安全や生活を守る観点から、総合的な管理・運営に取り組みます。

（3）市民への情報提供

市民協働の考えに立ち、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて、民間活用の可能性等を含め、公共施設等の住民サービスのあり方について取り組みます。

2. 公共施設等の管理に関する基本方針

本市における建物系公共施設の整備時期は、1970年から1983年までの14年間に比較的集中しています。中でも学校教育系施設の建物が特に集中して整備されており、その床面積は際立っています。

また、2031年から2045年の15年間に老朽化が進んだ建物の建替えなどが集中します。そのため、建物の建替えなどに伴い、更新費用が著しい増加が懸念されます。

また、建設インフラにおいても膨大な量の施設を抱えることから、「どこに」「何が」「どれだけあって」「どのような使われ方で」「どのような状態にあるのか」「維持・修繕等」にどの程度の費用を要するか」の整理・把握が急務になっています。

さらに、公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、将来にわたり施設サービスを持続的に提供していくためには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代にしっかりと引き継いでいくことが重要です。そのため、まずは各施設において、建設から廃止までのライフサイクルコスト全体を視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所の把握等

の現状把握を行い、それらをもとに中長期的な修繕計画を策定した上で、維持管理・更新等を計画的に実施します。また、これらの取り組みを効果的に推進していくため、民間活力の導入などを推進します。

以上の内容を踏まえ、次の8点の方針に基づき、本市の公共施設等総合管理計画を策定します。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に、次の内容により実施します。

- ・点検・診断技術の向上および共有化を図るために、施設に応じた点検・診断に関するマニュアルを作成し、維持管理の品質の安定化に努めます。
- ・点検・診断に関するマニュアル等に準じて、定期的な点検・診断を実施し、老朽化や劣化箇所を把握することなどの予防保全型の維持管理に努めます。
- ・点検・診断により得られた情報を集約し、データベース化を図ります。また、集約した情報をもとに施設の「見える化」を実施し、今後の維持管理を効率的に進めていく際に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型維持管理を進めるにあたり、将来の統合や廃止を含め、次の内容により実施します。

- ・予算などとのバランスをとりながら、効果的な維持管理・修繕・更新等を図るため、施設類型ごとに予防保全の考え方を踏まえた個別施設計画を策定し、計画的な維持管理に努めます。
- ・個別施設計画は社会情勢や施設ニーズ等の変化に対応するために、必要に応じて計画を見直します。
- ・計画に従い、維持管理・修繕・更新等を効率的・効果的に実施するための体制を構築します。
- ・維持管理・修繕・更新等の方法は、先端技術等の積極的な導入を検討し、計画運営に係るコストを削減します。
- ・建物の設備等に関して、環境負荷の低減対策を講じ、省エネルギーや運営経費の削減に努めます。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性の高い公共施設等に係る安全確保について、次の内容により実施します。

- ・点検・診断を通して、優先順位をつけ、維持管理・修繕・更新等を実施します。
- ・防災上の面からも、高度の危険性が認められた施設に関しては、利用見込みなども勘案し、統廃合・除却等を検討します。
- ・日常的な点検を実施することで、危険性の迅速な発見に努めます。

（４）耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保も含め、次の内容により実施します。

- ・建物系公共施設に関しては、北名古屋市耐震改修促進計画に基づき計画的に施設の耐震性確保を進めていきます。
- ・被災時にも業務を継続的に行うために、BCP（事業継続計画）を策定し、災害拠点施設等の機能を災害時にも継続可能なように努めます。
- ・インフラ資産に関しては、災害時の緊急輸送道路等、優先順位を設けつつ計画的に耐震性を確保していきます。

（５）長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等を行うにあたり、次の内容により実施します。

- ・点検・診断を通して長期的な利用が望まれる施設に関しては、各施設に保全計画を策定し、適切な時期に大規模改修を実施するなど、計画的に施設の長寿命化を図ります。
- ・維持管理を行う際にはライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ・インフラ資産に関しては、類型ごとに長寿命化計画を策定（既に策定済みの施設は計画を活用）し、予防保全型の維持管理に努めます。

（６）統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び対応年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、更新することが不要と判断された公共施設等のあり方について、次の内容により実施します。

- ・公共施設に関しては、市民ニーズの変化などに対応し、施設の複合化や統廃合、用途変更などを行い、身の丈に合った施設規模へと施設総量の適正化・スリム化に努め、トータルコストの縮減に努めます。
- ・民間への譲渡・売却や、民間のノウハウ・資金などを活用するＰＰＰ／ＰＦＩ※の民間活力の導入を検討します。
- ・インフラ資産への統廃合の導入は考えにくいいため、インフラ資産は長寿命化や民間活力の導入などを通して、施設の予防保全及び維持管理費の削減に努めます。

※ＰＰＰとは、公共事業を公共と民間が連携して行うスキームのことであり、ＰＦＩもそのうちの一つの手法となります。また、ＰＦＩとは、民間が主体となり、民間の資金やノウハウを活用して公共事業に取り組む手法です。

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

体制整備にあたり、全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等について、次の内容により実施します。

- ・全庁的な情報共有の観点が必要であることから、財政部門・技術部門・管財部門の連携強化など、部局を横断した体制を構築します。
- ・建築士など、専門的な知識・技術を有する職員により、本市の保有する全ての公共施設等を一元管理する専門部署を構築し、公共施設全体を俯瞰的に管理します。
- ・施設により求められる知識・技術は異なるため、各施設等の特性に応じた人材育成が必要となることから、維持管理に関する研修会・講習会などへの積極的な参加により、職員の高度な知識・技術の習得・向上に努めます。
- ・維持管理に関わる人材獲得などの更なる強化及び、適正な人材配置を行います。
- ・点検・診断等の委託業者や利用団体などと連携し、情報共有することで、施設の状態を把握できる体制を構築します。
- ・指定管理者制度を導入している施設に関しては、良質な市民サービスが提供されているのかを本市が確認・評価するための方法として指定管理者モニタリング制度の導入を検討します。
- ・公共施設等に関しては、近隣自治体との施設の相互利用・機能補完など、自治体の枠を超えた広域連携を図ります。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修・更新等を行う際には、多様な利用者を考慮したユニバーサルデザインの導入について、次の内容により実施します。

- ・段差の解消、多目的トイレの設置や人感センサーによる照明制御などを行うことで、誰もが快適に利用しやすい施設整備を進めます。
- ・将来多様に変化する社会情勢などに合わせ、必要となる設備や環境の整備を進めます。

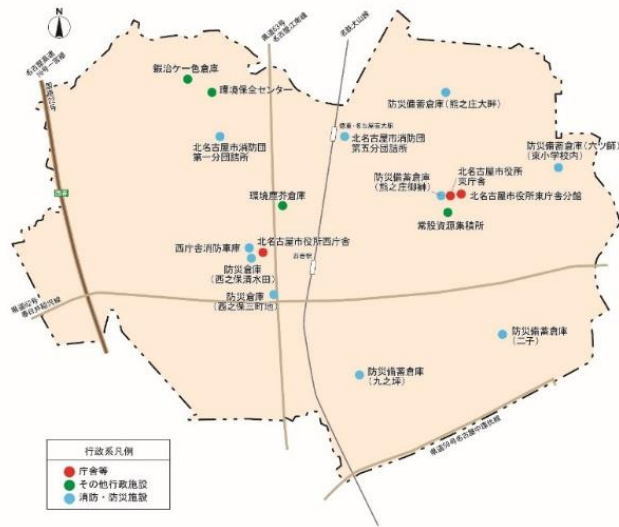
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第4章「2. 公共施設等の管理に関する基本方針」を踏まえ、将来に向けた建物系公共施設の必要性・有効性等を検証し、統廃合を含めた施設の適正配置で財政の健全化を図ることにより、総合的に市民サービスの向上につながるよう施設類型ごとの基本的な方針を定めます。

※北名古屋市公共施設個別施設計画策定時点（2020年3月31日）の状況となります。

（1）行政系施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
庁舎等 (3 施設)	15,520.69 m ² (7.66%)
その他行政系施設 (4 施設)	863.87 m ² (0.43%)
消防・防災施設 (10 施設)	1,147.71 m ² (0.57%)
合計 (17 施設)	17,532.27 m ² (8.65%)



現状・課題

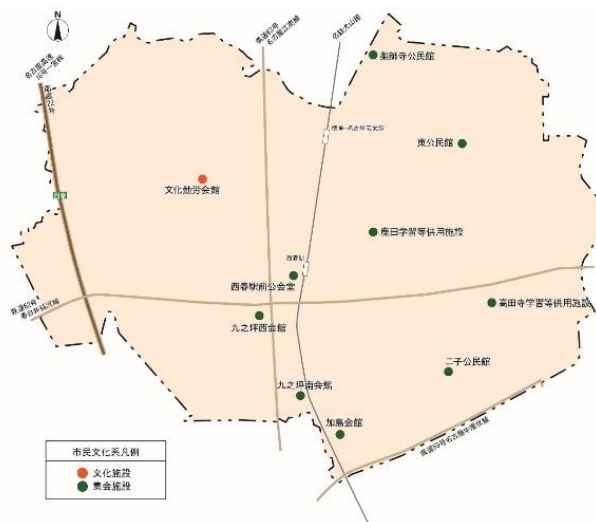
- ・庁舎の地震対策として、2014 年度に西庁舎、2016 年度に東庁舎の耐震化を行いました。
- ・西庁舎分館を解体し、2015 年度にコミュニティセンターを含む複合施設を西庁舎に増築しました。
- ・消防車庫、環境塵芥倉庫等に関しては、築 40 年以上経過していることから老朽化が進んでいます。

基本的な方針

- ・庁舎については、老朽設備を見直し長寿命化対策を図りながら、分庁方式のあり方を検討します。
- ・その他行政系施設についても計画的な施設の維持・管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(2) 市民文化系施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
文化施設 (1 施設)	5,469.20 m ² (2.70%)
集会施設 (9 施設)	3,558.83 m ² (1.76%)
合計 (10 施設)	9,028.03 m ² (4.45%)



現状・課題

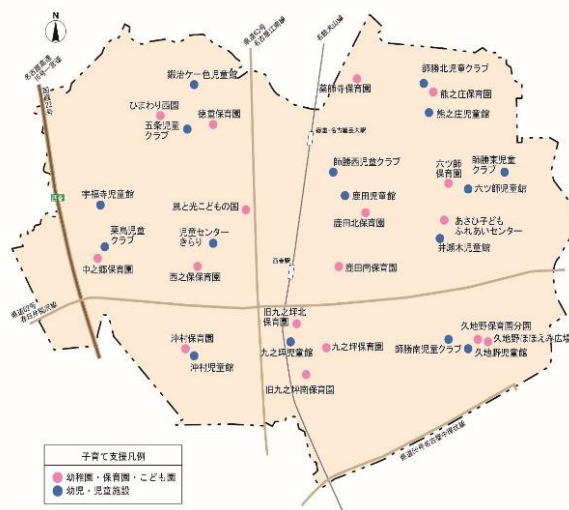
- ・学習等供用施設は、築 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・文化勤労会館は屋根や外壁の劣化が進んでいます。
- ・集会施設については、計画的な施設の維持・管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

基本的な方針

- ・東公民館は築 45 年以上が経過しており、設備の老朽化が著しいため、公民館機能は文化勤労会館に統合し、廃止します。【2021 年度完了】
- ・文化勤労会館は計画的に施設の長寿命化を図り、利用者ニーズを踏まえた効果的な運営に努めます。
- ・鹿田学習等供用施設については地域への移管を進めています。高田寺学習等供用施設についても地域の意見を聞きながら地域への移管を検討します。
- ・集会施設については、計画的な施設の維持・管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。大規模修繕が必要となった段階で、地域の意見を聞き廃止を検討します。

(3) 子育て支援施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
保育園 (17 施設)	22,063.50 m ² (10.88%)
幼児・児童施設 (16 施設)	5,822.91 m ² (2.87%)
合計 (33 施設)	27,886.41 m ² (13.76%)



現状・課題

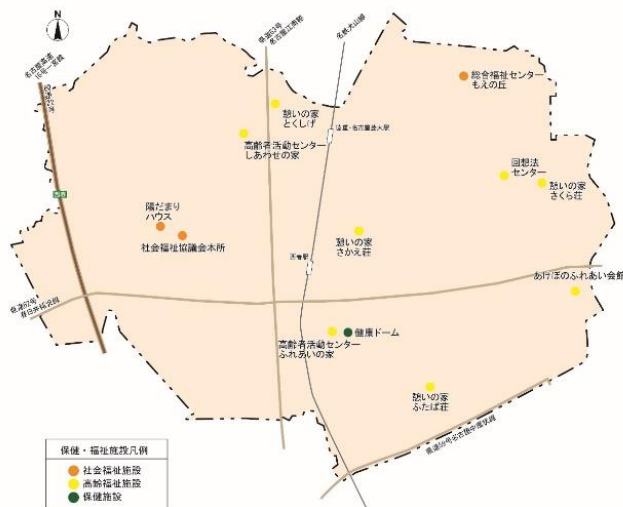
- ・2017 年度に九之坪北保育園と九之坪南保育園を統合し、九之坪保育園を新設しました。
- ・老朽化が進んでいる保育園が多く存在します。
- ・児童館では、全て指定管理者制度が導入されています。また、全て耐震基準を満たしています。
- ・市直営保育園の整備関係経費が、本市の財政に大きな影響を与えています。

基本的な方針

- ・熊之庄保育園と薬師寺保育園は統合して民間移管し、認定こども園森のくまっこを新設、鹿田南保育園を民間移管し幼保連携型認定北なごや中部こども園を新設します。
【2020 年度～2021 年度完了】
- ・計画的に長寿命化を図り、利用者ニーズを踏まえた効果的な運営に努めるとともに、建替え等を行う際には、施設の民営化や統廃合等により、本市の保有する面積の総量を減らすことも検討します。

(4) 保健・福祉施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
社会福祉施設 (3 施設)	5,149.22 m ² (2.54%)
高齢福祉施設 (8 施設)	4,142.22 m ² (2.04%)
保健施設 (1 施設)	7,479.27 m ² (3.69%)
合計 (12 施設)	16,770.71 m ² (8.27%)



現状・課題

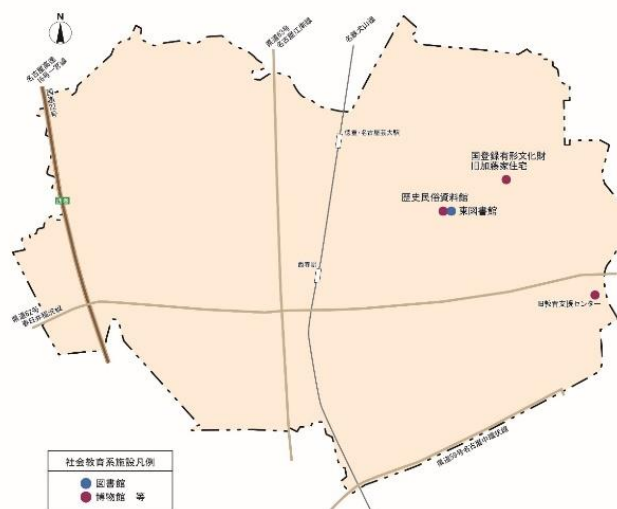
- ・あけぼのふれあい会館及び憩いの家とくしげは、旧保育園施設を利用した施設であり、築 45 年以上経過しているため、老朽化が著しく、構造上、耐震改修工事も不可能な施設です。
- ・社会福祉協議会本所は築 35 年が経過し、屋根や外壁の劣化が進んでいます。
- ・総合福祉センターについては、指定管理者制度を活用し運営しています。屋根や外壁の劣化が進んでいます。

基本的な方針

- ・あけぼのふれあい会館及び憩いの家とくしげは老朽化が著しいため、廃止します。
【2020 年度～2021 年度完了】
- ・社会福祉協議会本所は建物の解体を含めて今後の取り扱いを検討します。
- ・憩いの家さくら荘、ふたば荘、さかえ荘は利用者ニーズを踏まえながら廃止の検討をします。
- ・総合福祉センターについては、修繕等に多大な経費がかかるので、計画的に施設の長寿命化を図ります。
- ・健康ドームについては、複合施設としての機能を維持するために計画的に施設の長寿命化を図ります。

(5) 社会教育系施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
図書館 (1 施設)	5,807.91 m ² (2.87%)
博物館等 (2 施設)	590.46 m ² (0.29%)
合計 (3 施設)	6,398.37 m ² (3.16%)



現状・課題

- ・公共施設の適正配置の観点から西図書館を東図書館に統合します。【2021 年度完了】
- ・図書館は、築 30 年以上経過しており、外壁の劣化、設備の老朽化が進んでいます。
- ・歴史民俗資料館は図書館の複合施設として施設内に設置されていることから、展示及び収蔵物等の保管スペースが限界にきています。
- ・国登録有形文化財旧加藤家住宅は回想法事業と連携し、有効活用に努めています。

基本的な方針

- ・図書館は、計画的に施設の長寿命化を図り、利用者ニーズを踏まえた効果的な運営に努めます。
- ・歴史民俗資料館は図書館との複合施設として有効に活用するとともに、地域の特色を生かした魅力的な企画・展示を行い入館者数の増員を図ります。
- ・国登録有形文化財旧加藤家住宅は適切に維持管理し施設の延命化を図り、市民ニーズに対応します。

(6) スポーツ・レクリエーション系施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
レクリエーション 施設・観光施設 (1 施設)	40.65 m ² (0.02%)
スポーツ施設 (10 施設)	8,353.97 m ² (4.12%)
合計 (11 施設)	8,394.62 m ² (4.14%)



現状・課題

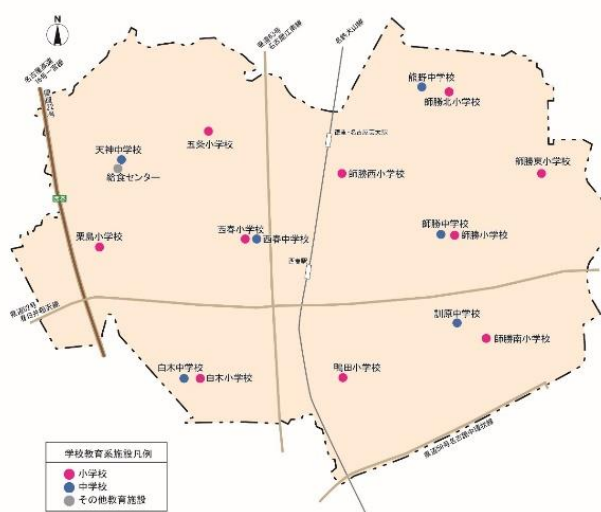
- ・ジャンボプールは、2ヶ月の営業で2千万円を超える経費を要している状況にあります。
- ・総合体育館は、築35年以上経過しており、設備の老朽化が進んでいます。
- ・運動広場にある休憩所やトイレ等の建物は、老朽化が進んでいます。

基本的な方針

- ・ジャンボプールは、今後、大規模な修繕が必要となった場合は、廃止を含め存続のあり方を検討します。
- ・総合体育館は予防保全型の考えを踏まえて、計画的に施設の長寿命化を図り、スポーツ施設の望ましいあり方や利用者ニーズを踏まえた効果的な維持管理・運営に努めます。
- ・運動広場の休憩室等の老朽化した建物及び利用者の少ない施設については、地域の意見を聞き取壊しや廃止を検討します。

(7) 学校教育系施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
学校 (16 施設)	106,961.48 m ² (52.76%)
その他教育施設 (1 施設)	4,783.45 m ² (2.36%)
合計 (17 施設)	111,744.93 m ² (55.12%)



現状・課題

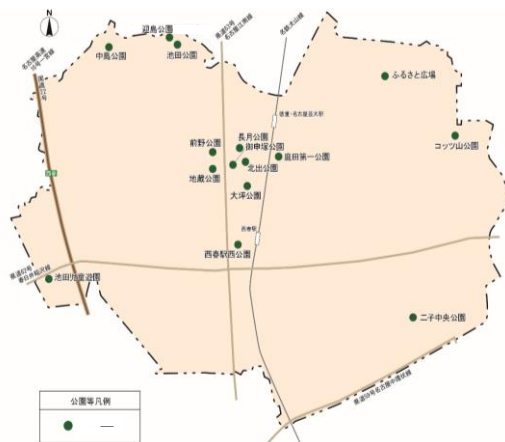
- ・延床面積で見ると、学校教育課所管施設は本市で最も大きな割合を占めています。
- ・築 30 年以上が経過している施設が多く、なかには耐用年数を超過している建物も存在します。校舎以外の床面積の小さい附属建物のなかには、木造や軽量鉄骨造といった耐用年数の短い建物も多く存在します。

基本的な方針

- ・学校教育課所管施設は、本市で最も大きな割合を占めていること、築 30 年以上が経過している施設が多いことから、2018 年度策定の北名古屋市学校施設長寿命化計画に沿って計画的な維持管理を進め、各施設の長寿命化を図ります。

(8) 公園施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
公園施設 (15 施設)	280.14 m ² (0.14%)



現状・課題

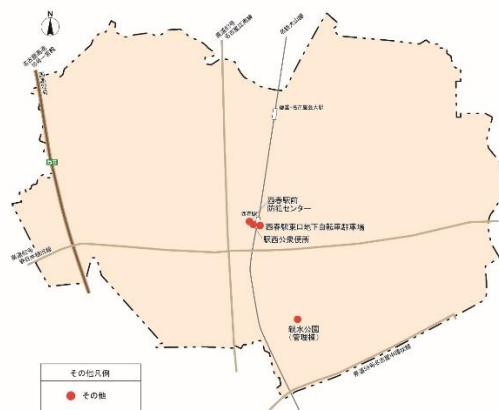
- ・経過年数が 10 年未満の新しい施設から 30 年以上の古い施設まで幅広く分布しているが、なかには耐用年数が短い木造の施設も含まれています。

基本的な方針

- ・予防保全型の考えを踏まえて、計画的に施設の長寿命化を図り、利用者ニーズを踏まえた効果的な維持管理・運営に努めます。

(9) その他施設

施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
その他 (4 施設)	2,439.62 m ² (1.20%)



現状・課題

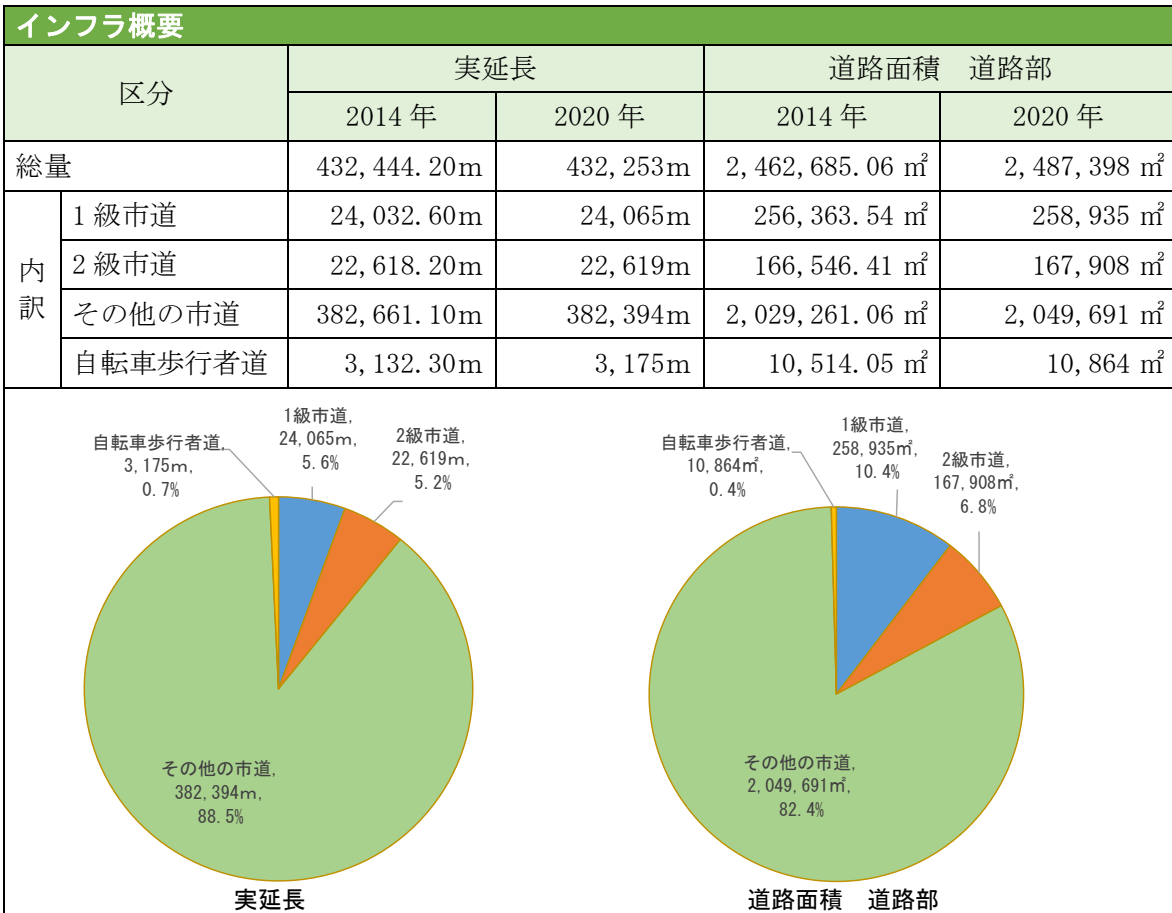
- ・親水公園管理棟は、耐用年数に到達しています。

基本的な方針

- ・親水公園管理棟は、スポーツ施設として一部愛知県有地を借用しているため、愛知県事業により使用用途が変更された場合、取壊しを検討します。

4. インフラ資産における管理の方針

(1) 道路



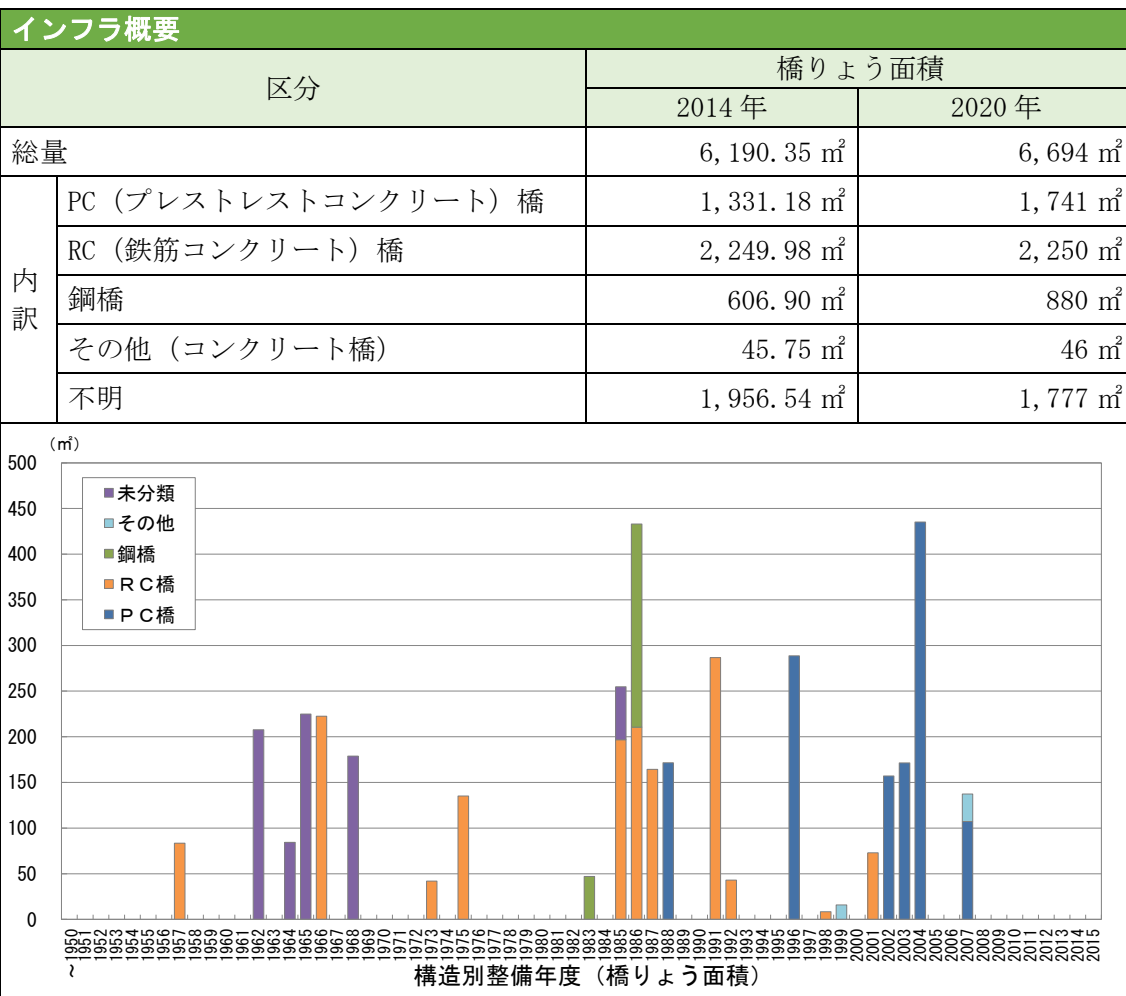
現状・課題

- ・道路は、生活に最も欠かせない施設であることから、安全な施設でなければなりません。しかし、気候や交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、市全域にはりめぐらされていることなどから個別の状況把握が難しく管理が容易ではありません。
- ・道路附属施設の道路排水施設、防護柵（ガードレール等）、道路照明灯、道路反射鏡（カーブミラー）、街路樹など数多くの施設を管理しています。
- ・急速な高齢化が進むなか、バリアフリー対策も課題となっています。

基本的な方針

- ・すべてを同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、優先度を評価し、住宅地や通行が多い道路等の主要な道路から、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。なお、実施時には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- ・道路附属施設は、道路利用者の安全確保のため、適切な位置に設置するとともに、歩行者の多い道路等については、バリアフリー化に努めます。

(2) 橋りょう



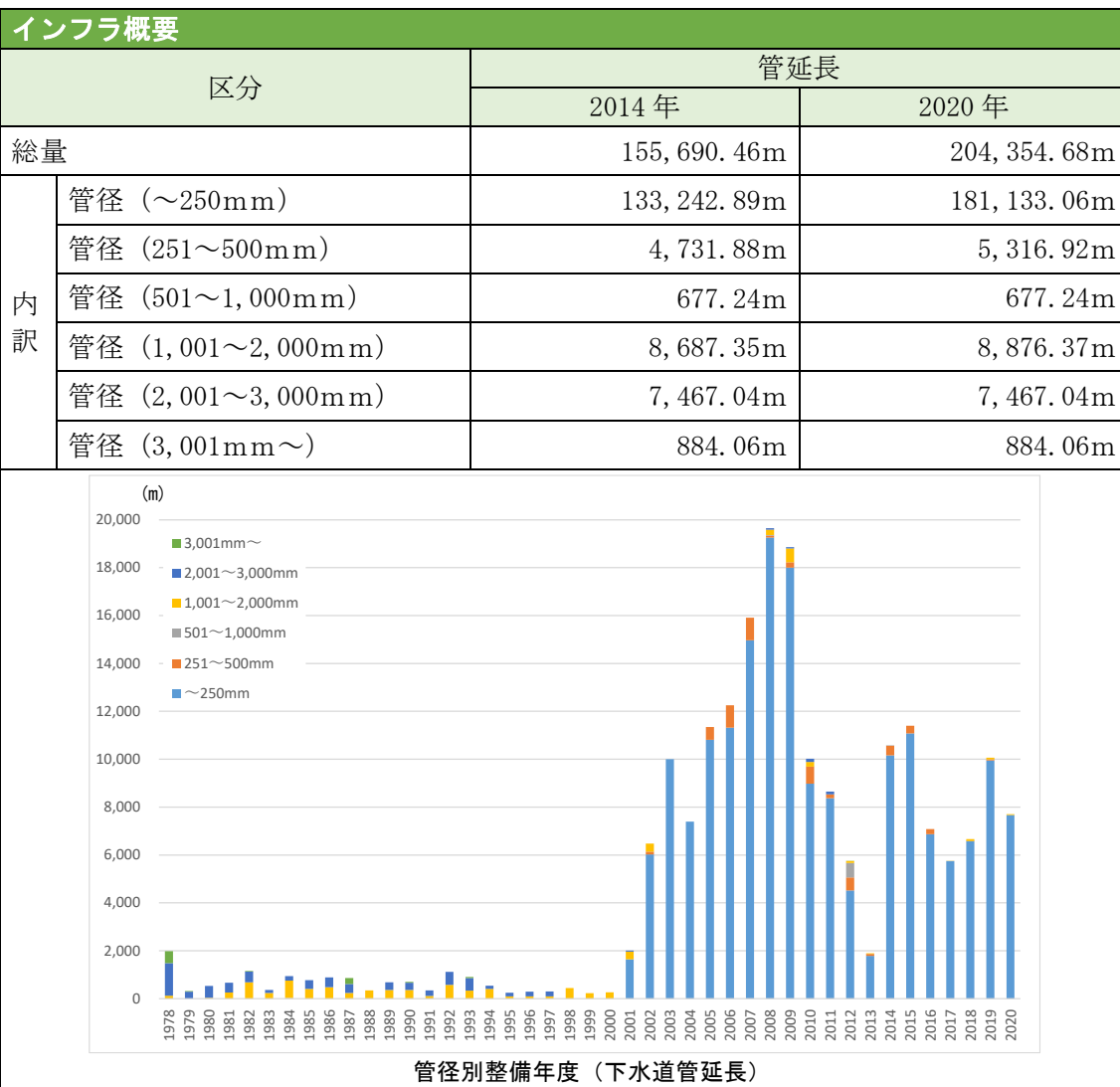
現状・課題

- ・本市では164橋を管理しており、今後、建設後50年を経過する橋りょうが増えることから、老朽化対策や架替え等の費用が発生することが予測されます。
- ・これまで、損傷が深刻化した後に修繕する事後保全型管理を行ってきましたが、事後保全型管理のみでは修繕や更新時期が集中し、多額の費用が必要となることが予測されます。

基本的な方針

- ・2013年度策定「北名古屋市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理・修繕等にあたっては、対策区分の管理水準を設定し、優先度を評価したうえで、定期的な点検と健全度の診断により、損傷が顕在化する前に対策を講じる予防保全型管理の修繕を基本とし、事後保全型の修繕も効果的に使い分けることで、長寿命化を図ります。また、維持管理・修繕・更新等の際には、コスト削減のため、新技術の採用等を検討します。

(3) 下水道



施設概要	
中分類 (施設数)	延床面積 (割合)
下水道施設 (2 施設)	2,182.25 m ² (1.08%)
排水機場 (1 施設)	59.50 m ² (0.03%)
合計 (3 施設)	2,241.75 m ² (1.11%)

現状・課題

【下水道[管路施設】】

- ・本市の下水道は、新川流域関連公共下水道として整備をしています。新川流域下水道には新川東部処理区と新川西部処理区があり、その対象市町の一つとして公共下水道を整備しています。
- ・新川東部処理区は、本市と豊山町の 1 市 1 町で構成されています。新川東部浄化センターは九之坪地区と二子地区の境にあり、2008 年 3 月 31 日から利用可能となりました。
- ・新川西部処理区は、本市と清須市の 2 市で構成されています。新川西部浄化センターは清須市にあり、現在は清須市のみが汚水処理を行っています。
- ・本市の下水道普及率は、2021 年 3 月 31 日の時点で 50.4%です。

【下水道[ポンプ施設】】

- ・雨水による浸水被害の防止や軽減を目的として、電車川ポンプ場と久地野ポンプ場の 2 か所のポンプ場が設置されました。その内、電車川ポンプ場は、築 30 年以上が経過しているため、長寿命化計画として 2016 年度から 2020 年度にかけて改築工事を行いました。

基本的な方針

- ・ストックマネジメント計画に基づき、計画的、効率的な点検・調査、改築・更新により施設の長寿命化を行い、コストの平準化を図っていきます。

(4) 農業用水

インフラ概要		
区分	数量	
	2014 年	2020 年
用水路	35km	17.7 km
農業用水ゲート設備	180 門	112 門

現状・課題

- ・ 既設農業用施設の老朽化等に伴う補修整備工事の増加により、事業費が増加しています。
- ・ 土地改良負担金事業の中における、水質保全対策事業（県営事業）等が減少し、事業費が減少しています。
- ・ 用水路における、中小樋門の老朽化・農家の高齢化に伴う修繕・改修が増加しています。
- ・ 既設幹線用水路の大規模補修の計画はありますが、実施時期等は未定となっています。
- ・ 市内の治水を含めた幹線用排水路の用水と排水に分離を進めるため、新規用水計画を検討しています。

基本的な方針

- ・ 農業用水利施設の老朽化等に伴い、樋門及び幹線用水路等の整備・修繕、また水利施設の管理点検を実施することにより、安定的で効率的な農業用水の供給を図ります。
- ・ 木津用水土地改良区域の合瀬川水系における支線の既設幹線用水路を、土地改良区等が長寿命化の補修工事を行うため、国・県・農業団体などと協力して農業用水利施設の保全を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) ファシリティマネジメント専門組織の構築

公共施設等の一体的なマネジメントを推進していくため、専任部門を位置づけ、分野横断的な公共施設等に関する投資(修繕・更新等)の必要性判断及び再編のあり方を検討します。

また、公共施設等の効率的で効果的な維持管理・修繕・更新等を行うため、施設管理活動の履歴を蓄積するデータベースの管理を行う財産管理担当部門及び、公共施設等の維持管理手法の検討や修繕・更新等の工事に係る設計・監理等を担う営繕担当部門と一体となったマネジメント体制を構築します。

(2) 施設カルテを活用した情報管理の構築

公共施設等の一体的なマネジメントを推進していくうえで、公共施設等の整備(修繕・更新・新規整備等)状況、点検・診断を含む維持管理状況、コスト状況などの情報を一元化することは非常に重要となります。

そのため、公共施設等に係るデータベースを電子カルテ化し、固定資産台帳等と連動させることを検討し、情報の効率的な蓄積と効果的な活用を図ります。

(3) 施設管理者と財政担当との連携システムの構築

総合管理計画を着実に推進するため、計画の実行に係る予算措置について、財政部門及び営繕部門との相互連携により、各施設の修繕・改修費用の予算化プロセスを一体的に行うことで、より効果的・効率的な予算の確保に努めます。

(4) 全庁的な推進体制

本市では、2014、2015年度、公共施設等の維持管理経費の削減と長寿命化、また、時代の変化や住民のニーズに応じた施設の活用方法など、施設の統廃合も含めて総合的に企画・管理・活用する経営管理手法を導入するため、「北名古屋市公共施設等総合的管理策定プロジェクトチーム及びワーキンググループ」を設置して各種の検討を行いました。今後、公共施設等の「量」、「質」、「コスト」のさらなる見直しを進めるにあたり、より適正なあり方への組織の改編を含めた検討を行います。

(5) スキルアップ研修等の実施

公共施設等の一体的なマネジメントを円滑に推進していくためには、適正な人員配置と、職員一人ひとりの役割に応じた能力の向上が必要となります。そのため、市職員の職務ごとに求められる資質や技能を高めるための研修を実施することにより、意識啓発を進めます。

（６）市民との協働体制

今後、個別計画等を進めていく際には、施設利用者や市民との情報共有を図るとともに、アンケート等の手法を用いながら、方向性の協議・調整を図ります。

また、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関わる事業実施主体として、市民や事業者等の参加を促進します。

（７）広域連携

施設の更新にあたっては効率的な運営の観点から、サービス提供のための施設等を全て自らが整備、運営することを前提とせず、国、県及び近隣市との相互利用や共同設置を必要に応じて検討します。

２．フォローアップの実施方針

（１）計画の進行管理

個別計画の検討に応じて本計画を見直すとともに、社会情勢や市民ニーズが大きく変化した場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

（２）計画実現に向けた「個別計画・保全計画」の推進

本計画を実現していくためのフォローアップとして、次年度以降から「個別計画・保全計画」を適時進めていきます。

なお、それらの計画の進捗状況に応じて、公共施設等総合管理計画に位置付けていくなどして、計画の実行性を高めていきます。

（３）官民連携など、新たな取り組みの推進

本計画を実施する際には、PPPやPFIなどの手法を用いて、公共施設等の整備に民間企業の資金導入が適しているかなどを検討し、導入を推進します。

また、施設の持つ機能に着目し、既存施設の複合的な利活用などの費用対効果の高い手法について検討します。更には、新技術や新規制度を取り入れ、効果的で効率的な維持管理手法の構築を進めます。

（４）計画的な財源の確保

公共施設等の長寿命化にかかる予防保全の実施には、複数年度に渡り確実に活用が見込める財源の確保が不可欠です。

そのため、公共施設の用地取得、建設及び大規模改修の資金に充てることを目的としている公共施設建設整備基金に計画的に積み立て、将来の修繕・更新等の費用に充当するものとします。

（５）住民ニーズの把握

本計画は、12年間という長期の計画のため、人口減少や急速な少子高齢化時代を迎えるにあたり、本市の人口ビジョン・総合戦略を常に意識した公共施設等の管理・運営に努めます。

このことから、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

なお、廃止や統合を行う場合については、施設の利用者に過剰な不便を与えないよう、必要に応じて代替策を講じるとともに、住民ニーズに十分留意して実施します。

北名古屋市公共施設等総合管理計画

発行：北名古屋市

編集：総務部企画情報課

〒481-8531

愛知県北名古屋市西之保清水田 1 5 番地

電話 （0568）22-1111

FAX （0568）25-1800

E-mail kikaku@city.kitanagoya.lg.jp